

令和7年度

包括外部監査結果報告書
(概要版)

「特別会計に関する財務事務の執行について」

令和8年3月

岡山県包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
特別会計に関する財務事務の執行について	1
3. 特定の事件(監査テーマ)の選定理由	1
4. 監査対象	1
5. 包括外部監査の対象期間	2
6. 包括外部監査の方法	3
7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
8. 利害関係	4
9. 表示数値等	4
第2 岡山県の財政状況	5
1. 歳入歳出の概要	5
2. 県財政の現状と今後の目標	7
第3 特別会計の概要	9
1. 特別会計の状況	9
2. 監査対象とする特別会計	17
第4 包括外部監査手続の概要	18
1. 各特別会計について実施した手続	18
第5 包括外部監査の結果	20
1. 監査の結果及び意見について	20
2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見	20
第6 監査の結果(各論)	22
1. 岡山県国民健康保険事業特別会計	22
(1) 目的	22
(2) 事業概要	22
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	22
(4) 実施監査手続と結果	23
(5) 意見・指摘事項	23
2. 岡山県営電気事業会計	24
(1) 目的	24
(2) 事業概要	24
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	24
(4) 実施監査手続と結果	25
(5) 意見・指摘事項	26
(6) 現場視察	29
3. 岡山県営工業用水道事業会計	30
(1) 目的	30
(2) 事業概要	30
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	31

(4) 実施監査手続と結果	31
(5) 意見・指摘事項	33
(6) 現場視察	37
4. 岡山県流域下水道事業会計	38
(1) 目的	38
(2) 事業概要	38
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	38
(4) 実施監査手続と結果	38
(5) 意見・指摘事項	40
(6) 現場視察	43
(1) 目的	44
(2) 事業概要	44
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	46
(4) 意見・指摘事項	47
6. 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	48
(1) 目的	48
(2) 事業概要	48
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	48
(4) 実施監査手続と結果	50
(5) 意見・指摘事項	50
7. 岡山県港湾整備事業特別会計	51
(1) 目的	51
(2) 事業概要	51
(3) 直近5年間の歳入歳出推移	52
(4) 実施監査手続と結果	54
(5) 意見・指摘事項	54
第7 おわりに	57

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。)第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

特別会計に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件(監査テーマ)の選定理由

県の「令和7年度当初予算のあらまし」における当初予算の概要は以下となっている。

【予算額】

(単位:百万円)

区分	令和6年度 当初予算額A	令和7年度 当初予算額B	増減額 B-A	増減率(%) (B-A)/A
一般会計	750,551	776,861	+26,310	+3.5%
特別会計※1	378,517	375,069	△3,448	△0.9%
企業会計※2	19,854	20,973	+1,119	+5.6%
合計	1,148,922	1,172,903	+23,981	+2.1%

※1:特別会計(14会計)・・・母子父子寡婦福祉資金貸付金、国民健康保険事業、岡山県営食肉地方卸売市場、造林事業等、林業改善資金貸付金、沿岸漁業改善資金貸付金、中小企業支援資金貸付金、内陸工業団地及び流通業務団地造成事業、公共用地等取得事業、後楽園、港湾整備事業、収入証紙等、用品調達、公債管理

※2:企業会計(3会計)・・・岡山県営電気事業、岡山県営工業用水道事業、流域下水道事業

上述の特別会計と企業会計の予算額の合計は396,042百万円であり、全体の約34%を占める規模であることから、企業会計も含む特別会計の金額的規模は岡山県の全体の財政状況においても重要であるといえる。

「令和7年度当初予算のあらまし」においても、歳出面における物価高騰や賃金上昇の影響に加え、社会保障関係費の増加などにより、今後も多額の財政調整基金の取崩しが続く見通しであるなど、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、特に自己が提供する財貨又はサービスの対価を財源とする地方公営企業の性格を持った企業会計を含む特別会計の活用は、必要不可欠な状況であるといえる。

また、岡山県における公営事業会計(地方財政法等の規定により、特別会計を設けて経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計)を直接監査テーマとした包括外部監査は過去に実施されていない。

そこで、特別会計に関する県の基本方針を検証するとともに、当該基本方針と特別会計の現状が整合しているか、また、各特別会計における財務事務が適切かつ有効に実施されているか等について検討することは、今後の県の財政運営の観点からも有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象

(1) 監査対象

岡山県において公営事業会計として整理している以下の特別会計

1. 岡山県国民健康保険事業特別会計
2. 岡山県営電気事業会計(企業会計)
3. 岡山県営工業用水道事業会計(企業会計)
4. 岡山県流域下水道事業会計(企業会計)
5. 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計
6. 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計
7. 岡山県港湾整備事業特別会計

(2) 監査対象部署

上記の特別会計に関する財務事務の執行に関わる全部署

5. 包括外部監査の対象期間

原則として令和6年度分の執行分(必要に応じて他の年度分も対象とした。)

6. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

監査対象とする特別会計に関する財務事務について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の着眼点とした。

- ▶ 特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らして適切に運営されているか。
- ▶ 特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、これらの支出は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。
- ▶ 恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。
- ▶ 特別会計に係る収益及び事業経費、事務経費等は、適切に計上されているか。
- ▶ 特別会計の財産の維持管理は適切に行われているか。

(2) 監査手続

- 各特別会計に関する関連法規や公開情報等を確認するとともに、担当部署へのヒアリングを実施し、各特別会計の概要を把握する。
- 各特別会計における意思決定や承認について、適切な内部統制が整備され有効に運用されているかを、会議体の議事録や関連証憑の閲覧及び担当者へのヒアリングによって確認する。
- 各特別会計における会計事務や税務事務が、関連法規、地方公営企業会計基準、税法等に準拠して適切に行われているかを、関連証憑の閲覧及び担当者へのヒアリングによって確認する。
- 各特別会計における収益及び事業経費、事務経費等について、関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑等を閲覧し、その処理の妥当性等について検討する。
- 必要に応じて、各特別会計等の施設や事業所に赴き、現地視察、財産維持管理状況等について、現物実査、担当者へのヒアリング、関係書類の閲覧等により、事業の実施状況について確認する。

7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

(2) 補助者

公認会計士	黒田 直樹	公認会計士	大森 浩二
公認会計士	服部 紘児	公認会計士	富岡 真衣
弁護士	石井 克典		

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 表示数値等

報告書の表の合計(または差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(または差額)と一致しない場合がある。

また、表示単位以下の数値がある場合にはゼロ(0)表記とし、数値がない場合にはバー(-)表記としている。

第2 岡山県の財政状況

1. 歳入歳出の概要

(1) 予算・決算事務について

令和6年度決算については、令和7年8月31日までに会計管理者が岡山県知事に決算書を提出し、知事の承認後、監査委員へ提出する。監査委員での決算承認後、県議会定例会に議案が提出され、決算特別委員会での審議を経て令和7年11月県議会定例会で決算認定の決議がされ、内容がホームページにて公表される。

(2) 歳入・歳出の状況

① 一般会計の収支状況(直近10年間の推移)

令和6年度の予算総額は8,603億円で、前年度の8,396億円に比べて207億円、2.47%の増となった。歳入額は8,008億円(対前年度比+2.57%)、歳出額は7,958億円(同+2.68%)とそれぞれ増加した。歳入額から歳出額と翌年度へ繰越すべき財源を差し引くと、実質収支は7億円の黒字、単年度収支は4億円の赤字となった。

② 一般会計の款別歳入の状況(対前年度比)

歳入を款別にみると、対前年度比で県税は225億57百万円(同+8.6%)、繰入金で67億27百万円(同+32.7%)増加し、国庫支出金で143億35百万円(対前年度比△15.8%)、県債で97億2百万円(同△17.2%)減少するなどしたが、歳入全体では前年度に比べて200億90百万円増の8,007億97百万円(同+2.6%)となった。

歳入を財源構成比で見ると、自主財源である県税が増加し、依存財源である国庫支出金が減少したため、相対的に自主財源比率が高まり、前年度に比べ2.3ポイント増の55.5%となった。

③ 一般会計の款別歳出の状況(対前年度比)

歳出を款別にみると、対前年度比で総務費は96億25百万円(対前年度比+16.1%)、教育費で94億17百万円(同+6.9%)増加し、衛生費で107億93百万円(同△42.1%)、商工費で46億90百万円(同△26.1%)減少するなどしたが、歳出全体では前年度に比べ207億90百万円増の7,958億円(同+2.7%)となった。

④ 県税収入の状況

対前年度比で、県税収入は、定額減税の実施により個人県民税が32億27百万円(対前年度比△6.3%)の減収となったものの、企業業績の好調を受け、法人事業税で97億93百万円(同+17.0%)の増収となった。また、物価高騰の影響を受け、地方消費税で119億16百万円(同+13.9%)の増収となったほか、マイナス金利政策解除等の影響を受け、県民税利子割をはじめとした金融所得課税税目の大幅増もあり、県税合計で225億57百万円(同+8.6%)増の2,859億61百万円となった。

⑤ 地方交付税の状況

令和6年度の地方交付税は前年度に比べ、54億円(+3.0%)増の1,839億円となった。

⑥ 県債残高の状況

令和6年度末の県債残高は、前年度に比べ、473億円(△3.6%)減の1兆2,644億円となった。

2. 県財政の現状と今後の目標

(1) 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標により、また、公営企業は、資金不足比率により判断される。

岡山県の実質公債費比率及び将来負担比率は、国の示す基準を下回っており、実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業会計の資金不足比率、についてはいずれも該当がない。よって、現状はただちに財政健全化すべき緊張状態にはないと言える。

(2) 主な財政指標の推移

① 実質公債費比率

起債管理の指標で、標準財政規模に対する実質的な公債費負担(他会計における起債の償還に要する繰出金等、公債費に準ずるものを含む)の比率である。この比率が18%以上の団体は、地方債の発行に当たり、国の許可を要する。

直近10年間の推移をみると、比率は改善傾向にあるが、全国平均値10.1には達していない状況である。(令和6年度 全国第22位)

② 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た過去3年間の平均値で、財政力を示す指標として用いられる。指標は1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされる。令和6年度は全国平均0.512を上回っている。(全国第19位)

③ 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税など経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかをみるもので、財政構造の弾力性を表す指標である。比率が低い程、弾力性が大きいことを示す。

近年は改善傾向にあるが、全国平均に未達の状況であり、財政の硬直化が続いている。(令和6年度 全国第28位)

(3) 財政調整基金の積立状況と県財政の今後の目標

税収は引き続き増加が見込まれるものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増に加え、給与改定に伴う人件費の増加や金利上昇を受けた公債費の増加、さらには自然災害や感染症対策への備えも必要であり、今後も80～90億円程度の財政調整基金の取崩しが見込まれる。収支不足等に備えるための財政調整基金の残高について、令和6年度末残高は194億円で、標準財政規模に対する割合は4.4%である。

令和5年度における標準財政規模に対する割合は4.4%であり、これは全国平均(8.6%)や類似5団体(※)平均(10.8%)を大きく下回り、備えは十分とはいえない。(※栃木、群馬、長野、岐阜、三重)

岡山県は、財政健全化判断比率を全国平均以下に抑えることを目標とし、財政調整基金を標準財政規模の5%(約220億円)まで積み増す方針である。あわせて、公共施設の長寿命化基金や県債管理基金を充実させ、将来の財政負担に備える構えである。

第3 特別会計の概要

1. 特別会計の状況

(1) 一般会計と特別会計

地方公共団体の会計は、単一予算主義の原則に基づき、すべての歳入歳出を包含した単一会計として処理することが原則である。しかし、地方公共団体の事務は広範多岐にわたるため、単一会計とすることで事業の状況や資金の運用実績を把握することがかえって困難となる場合があることから、特定の事業について、一般会計とは区分して特別会計を設けている。

特別会計については地方自治法第209条において次のように規定されている。

[地方自治法]

(会計の区分)

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般会計の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを定めることができる。

特別会計は、法律で特別会計とすることが定められているものと、地方自治体が独自に条例に基づき設置するものに大別することが出来る。

各会計用語の内容については以下のとおりである。

「一般会計」

福祉・教育・土木・衛生などの市町村の基本的な施策を行うための会計であり、主な歳入には、市町村税・地方交付税・国庫支出金等がある。

「特別会計」

一般会計のほかに、特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられた会計である。法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険会計や老人保健会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分される。

「普通会計」

公営事業会計以外の会計を総称して一つの会計としてまとめたものである。一般会計及び特別会計のうち比較可能なものを合算した会計であり、各自治体間の比較を行いやすくするための統計上の会計区分である。

「公営事業会計」

法律の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計である。利用者負担を原則として事業者ごとの収益を明らかにすることを目的としている。

「公営企業会計」

病院事業や上水道事業などがあり、これらの会計には一般会計と同様の経理を行っているものと、地方公営企業法を適用し、民間企業と似た経理を行っているものがある。

(2) 岡山県の特別会計

① 特別会計の設置状況

岡山県では一般会計の他に、条例等に基づき以下の17の特別会計を設けている。

No.1「岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」、No.3「岡山県林業改善資金貸付金特別会計」、No.4「岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計」、No.11「岡山県国民健康保険事業特別会計」、No.12「岡山県営電気事業会計」、No.13「岡山県営工業用水道事業会計」については、法律に基づき特別会計を設けており、その他は独自に条例に基づき設置している。

No.	名称	担当部局課	根拠法令・条例
1	岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	子ども・福祉部子ども家庭課	母子及び父子並びに寡婦福祉法
2	岡山県造林事業等特別会計	農林水産部林政課	岡山県造林事業等特別会計条例
3	岡山県林業改善資金貸付金特別会計	農林水産部林政課	林業・木材産業改善資金助成法
4	岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	農林水産部水産課	沿岸漁業改善資金助成法
5	岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	産業労働部経営支援課	岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計条例等
6	岡山県公共用地等取得事業特別会計	土木部監理課	岡山県公共用地等取得事業特別会計条例
7	岡山県後楽園特別会計	土木部都市計画課	岡山県後楽園特別会計条例
8	岡山県収入証紙等特別会計	出納局会計課	岡山県収入証紙等特別会計条例
9	岡山県用品調達特別会計	出納局用度課	岡山県用品調達特別会計条例
10	岡山県公債管理特別会計	総務部財政課	岡山県公債管理特別会計条例
11	岡山県国民健康保険事業特別会計	子ども・福祉部長寿社会課	国民健康保険法
12	岡山県営電気事業会計	企業局総務企画課	地方公営企業法、地方財政法
13	岡山県営工業用水道事業会計	企業局総務企画課	地方公営企業法、地方財政法
14	岡山県流域下水道事業会計	土木部都市計画課	岡山県流域下水道事業の設置等に関する条例
15	岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	農林水産部畜産課	岡山県営食肉地方卸売市場特別会計条例
16	岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	産業労働部企業誘致・投資促進課	岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計条例
17	岡山県港湾整備事業特別会計	土木部港湾課	岡山県港湾整備事業特別会計条例

(出典:監査人作成)

② 地方公営企業

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業であり、例えば、上下水道・交通・ガス・電気・工業用水道等の事業がある。地方公営企業法第2条1項に公営企業となる対象事業が限定列举され、これらの事業は地方公営企業法を当然適用する必要がある。一

方、地方自治体が独自に条例に基づき、地方公営企業法を全部または一部適用することも可能である。(地方公営企業法第2条3項)

地方公営企業法より一部抜粋

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。)にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

一般行政事務に要する経費が、権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置する必要がある。

地方公営企業法より一部抜粋

(特別会計)

第17条 地方公営企業の経理は、第2条第1項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を2以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で2以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

なお、地方財政法施行令第46条では、地方財政の比較や統計作成を目的として、地方公営企業法よりも広い概念として「公営企業に準ずる事業(公営企業的事業)」が定義されている。ここには、港湾整備事業、と畜場事業、宅地造成事業、公共下水道事業など、公営企業法の適用対象ではないが、企業的・独立採算的な運営が求められる多様な事業が含まれている。

このため、自治体における「公営企業」という言葉は、地方公営企業法で定義される「狭義の公営企業」と地方財政法施行令第46条で定義される財政統計上の「広義の公営企業的事業」の2つの文脈で使われており、その範囲は一致しない。

本報告書では、後者の「広義の公営企業的事業」を営むものを「公営企業」とし、岡山県の特別会計においては、計6つの事業が「公営企業」となる。

地方財政法施行令より一部抜粋

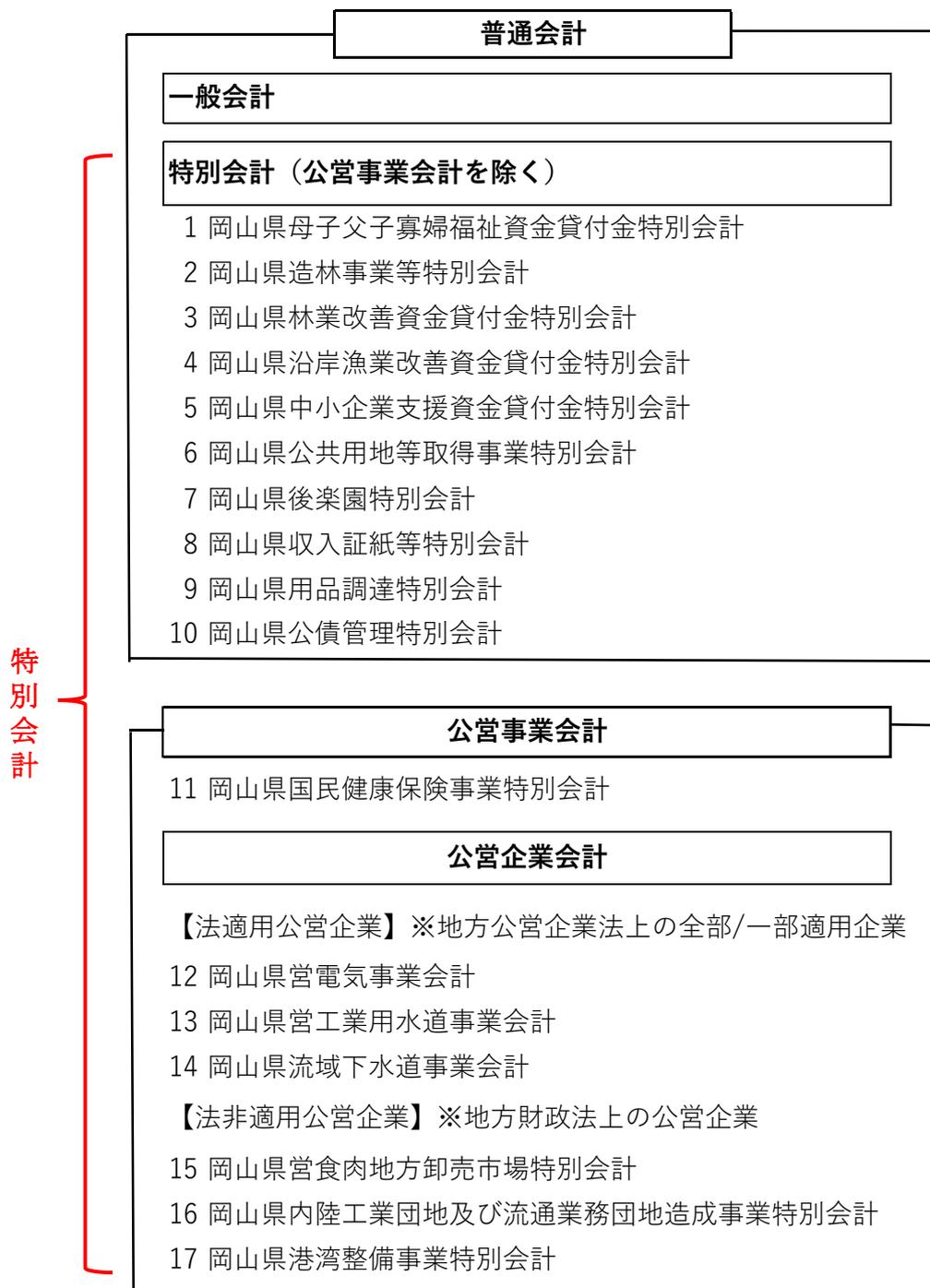
(公営企業)

第46条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 1 水道事業
- 2 工業用水道事業
- 3 交通事業
- 4 電気事業
- 5 ガス事業
- 6 簡易水道事業
- 7 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
- 8 病院事業
- 9 市場事業
- 10 と畜場事業
- 11 観光施設事業
- 12 宅地造成事業
- 13 公共下水道事業

③ 岡山県における会計上の区分

岡山県における「普通会計」、「公営事業会計」の区分、さらに「一般会計」、「特別会計」、「公営企業会計」の区分は以下のとおりである。



(出典:監査人作成)

No.12「岡山県営電気事業会計」及びNo.13「岡山県営工業用水道事業会計」の2つの事業について、地方公営企業法第2条に基づき当然適用事業として地方公営企業法を全部適用している。No.14「岡山県流域下水道事業会計」については、国が適用を推進している事業であることから、現在、条例に基づき地方公営企業法のうち財務規定等のみを適用している。

No.15「岡山県営食肉地方卸売市場特別会計」、No.16「岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計」、No.17「岡山県港湾整備事業特別会計」については、地方財政法施行令第46条で定義される広義の公営企業的事業であるため、地方公営企業法を適用していない。なお、岡山県では、No.12～17の6つの公営企業の内、法適用公営企業であるNo.12～14の3つの事業については企業会計に基づく会計処理を行っていることから、他の特別会計とは区分して、公営企業の決算情報として開示している。また、No.12及びNo.13の全部適用公営企業は、岡山県企業局が運営している。

④ 特別会計の歳入・歳出の推移と内訳

令和6年度の特別会計(法適用公営企業3つを除く)においては、予算総額は3,744億円で、前年度の3,870億円に比べて126億円、3.26%の減少となった。歳入額は3,827億円(対前年度比△3.67%)、歳出額は3,705億円(対前年度比△3.34%)とそれぞれ減少した。歳入額から歳出額と翌年度へ繰越すべき財源を差し引くと、実質収支は120億円の黒字、単年度収支は18億円の赤字となった。

令和6年度における特別会計の歳入・歳出の内訳は以下のとおりである。

令和6年度 特別会計(法適用公営企業3つを除く)歳入・歳出 (単位:千円)

No.	会計種別	歳入額	歳出額
1	岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	139,416	59,164
2	岡山県国民健康保険事業特別会計	168,456,521	162,902,705
3	岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	932,769	924,614
4	岡山県造林事業等特別会計	32,153,005	32,130,988
5	岡山県林業改善資金貸付金特別会計	841,735	661,914
6	岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	272,487	6
7	岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計	2,613,257	424,333
8	岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	1,202,265	221,991
9	岡山県公共用地等取得事業特別会計	1,187,998	180,905
10	岡山県後楽園特別会計	310,685	305,013
11	岡山県港湾整備事業特別会計	4,059,351	2,225,761
12	岡山県収入証紙等特別会計	2,793,499	2,721,920
13	岡山県用品調達特別会計	339,056	317,928
14	岡山県公債管理特別会計	167,442,950	167,442,950
合 計		382,744,994	370,520,195

(出典:監査人作成)

⑤「一般会計からの繰入金」及び「一般会計への繰出金」

「一般会計からの繰入金」とは、一般会計から特別会計への資金の移動であり、一方で「一般会計への繰出金」とは、特別会計から一般会計への資金の移動である。

特に、「一般会計からの繰入金」については、特別会計を設置することを定めた各々の根拠法令に定められているものもあるが、特別会計の赤字を補填する意味合いを有しているものについては、一般会計を圧迫する危険性があるため注視する必要がある。

直近3年度において、「一般会計からの繰入金」のある事業の繰入金の推移及び各年度における一般会計歳出総額に占める繰入金の割合は以下のとおりである。

会計種別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	3,195	3,178	3,197
岡山県造林事業等特別会計	1,865,690	1,868,004	1,864,238
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	40	12	6
岡山県公共用地等取得事業特別会計	311,678	276,495	138,785
岡山県後楽園特別会計	47,903	28,330	-
岡山県収入証紙等特別会計	122,529	210,350	23,823
岡山県用品調達特別会計	772	6,250	435
岡山県公債管理特別会計	98,946,627	98,191,929	97,011,869
岡山県国民健康保険事業特別会計	10,251,573	10,275,382	10,017,100
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	822,762	842,697	738,759
岡山県港湾整備事業特別会計	95,805	61,115	-
合計(A)	112,468,574	111,763,742	109,798,211
一般会計歳出総額(B)	845,961,820	775,010,567	795,800,899
構成比 (A)／(B) ×100	13.3%	14.4%	13.8%

(出典:監査人作成)

「岡山県公債管理特別会計」及び「岡山県国民健康保険事業特別会計」が一般会計繰入額総額のおよそ8割を占めている。前者については、県債(一般会計)の元利償還等の適正管理を目的とした事業であり、一般会計からの繰入金を元手に公債費(元本及び利息)の支払いを行っているため、金額が大きいことは想定通りである。後者は、近年の社会保障費増に伴う支出増による決算補填であり、一般会計からの繰入金が今後も増加することが見込まれるため留意する必要がある。

「岡山県後楽園特別会計」について、令和6年の一般会計からの繰入金が無いのは、後楽園の入園料及び駐車料金の引き上げにより補填が不必要であったことによる。また「岡山県湾岸整備事業特別会計」について、令和6年度の一般会計からの繰入金が無いのは、干拓地内分譲地の売却収入により補填が不必要であったことによる。

なお、一般会計歳出総額に占める一般会計繰入金割合は、直近2年度と比較して異常値ではない。

⑥ 一般会計繰入金の各特別会計の歳入に占める割合

(単位：千円)

会計種別	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	歳入合計	174,274	152,792	139,416
	うち一般会計繰入額	3,195	3,178	3,197
	一般会計繰入額の占める割合	1.8%	2.1%	2.3%
岡山県造林事業等特別会計	歳入合計	35,131,841	33,695,686	32,153,005
	うち一般会計繰入額	1,865,690	1,868,004	1,864,238
	一般会計繰入額の占める割合	5.3%	5.5%	5.8%
岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計	歳入合計	383,362	385,619	272,487
	うち一般会計繰入額	40	12	6
	一般会計繰入額の占める割合	0.0%	0.0%	0.0%
岡山県公共用地等取得事業特別会計	歳入合計	1,152,014	1,175,528	1,187,998
	うち一般会計繰入額	311,678	276,495	138,785
	一般会計繰入額の占める割合	27.1%	23.5%	11.7%
岡山県収入証紙等特別会計	歳入合計	5,784,391	4,370,628	2,793,499
	うち一般会計繰入額	122,529	210,350	23,823
	一般会計繰入額の占める割合	2.1%	4.8%	0.9%
岡山県用品調達特別会計	歳入合計	263,219	321,767	339,056
	うち一般会計繰入額	772	6,250	435
	一般会計繰入額の占める割合	0.3%	1.9%	0.1%
岡山県公債管理特別会計	歳入合計	186,722,300	169,683,511	167,442,950
	うち一般会計繰入額	98,946,627	98,191,929	97,011,869
	一般会計繰入額の占める割合	53.0%	57.9%	57.9%
岡山県国民健康保険事業特別会計	歳入合計	177,655,487	175,096,537	168,456,521
	うち一般会計繰入額	10,251,573	10,275,382	10,017,100
	一般会計繰入額の占める割合	5.8%	5.9%	5.9%
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	歳入合計	1,042,922	1,768,217	932,769
	うち一般会計繰入額	822,762	842,697	738,759
	一般会計繰入額の占める割合	78.9%	47.7%	79.2%

(出典：監査人作成)

「岡山県営食肉地方卸売市場特別会計」について、令和5年度の一般会計繰入額の占める割合が低いのは、歳入額が大きく増加した一方で、一般会計からの繰入額が微増であったことによる。これは、令和5年度において、大規模工事の実施に伴い、県債による歳入が大きく増加したためであり、決算補填のための一般会計からの繰入額は例年どおりの高い水準となっている。

当事業は歳入以上に歳出が多い状況が続いており、採算性が低く、事業の性質から民営化も困難であるが、食肉流通及び地域経済への貢献が大きいことから一般会計からの繰入金に依存した運営となっている。

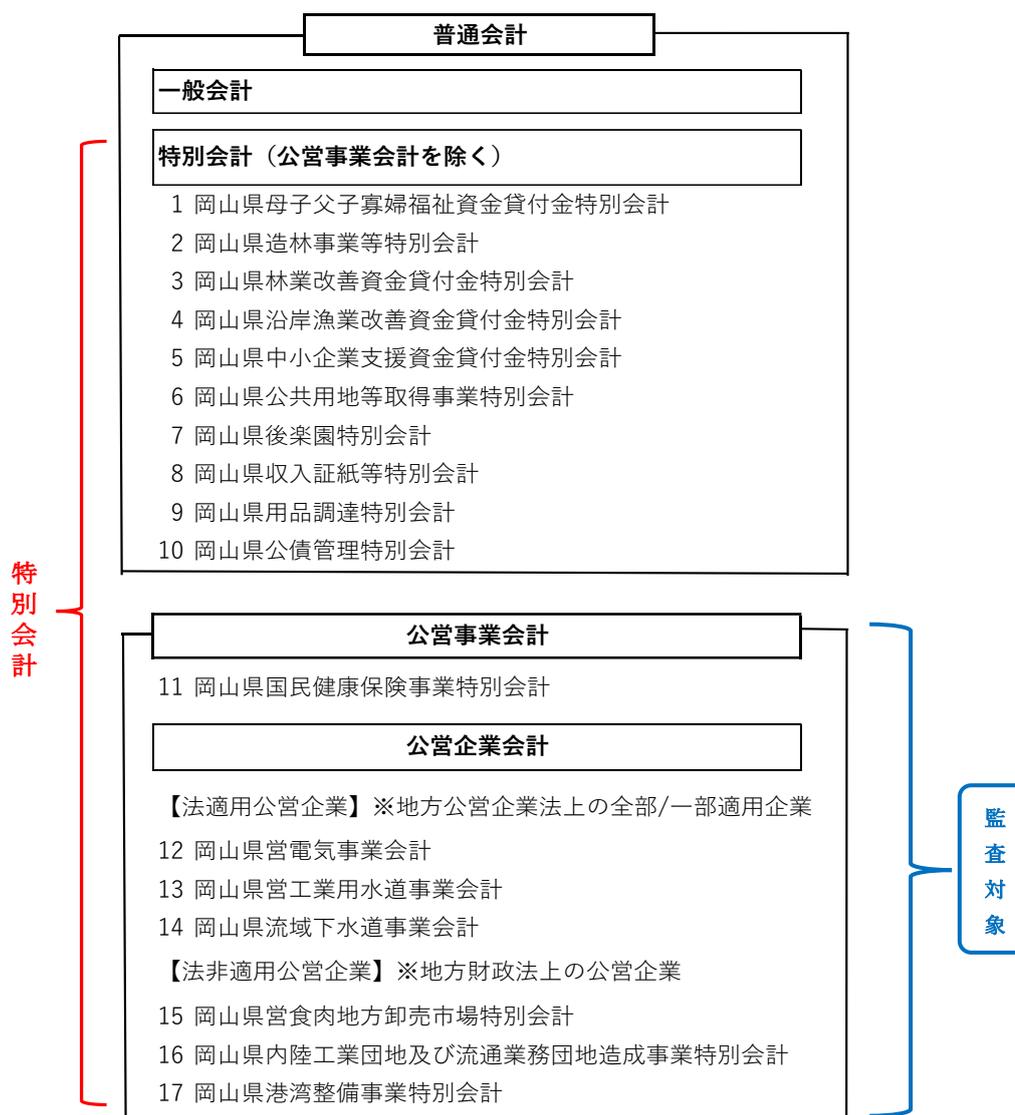
本来、一般会計から独立した特別会計について、決算補填のために一般会計からの繰入金常態化している状況は望ましくない。今後も、各特別会計において、収支改善を図る取り組みが必要である。

2. 監査対象とする特別会計

(1) 特別会計の分類

17の特別会計のうち、法律の規定により特別会計を設ける必要のある公営企業及び事業に係る7つの特別会計を監査対象とした。

これらは、利用者負担を原則として、事業者ごとの収益を明らかにすることを目的とした地方公営事業会計に含まれる事業であり、一般会計とは別に独立採算型による事業評価をしているため、重点的に分析をする必要がある。



(出典:監査人作成)

第4 包括外部監査手続の概要

1. 各特別会計について実施した手続

(1) 概要の把握

特別会計の概要を把握するため、各所管部局に対し、以下の資料を徴求し、概要についてのヒアリングを実施した。

No	項目	質問及び関係資料
1	概要及び全般	<p>岡山県における特別会計（一般会計10会計、公営企業会計7会計）の全体概要をご説明のうえ、実施部署及び管理体制についてご説明ください。</p> <p>【依頼資料】</p> <p>① 岡山県における特別会計と担当部署一覧 ② 各特別会計の基本的概要 ③ 各特別会計に関する条例・規則及びその下部規則 ④ 過去5年間における各特別会計の財政状況一覧</p>
2	特別会計 詳細 (1)国民健康保険 (2)電気 (3)工業用水道 (4)下水道 (5)食肉 (6)工業団地 (7)港湾整備	<p>特別会計（公営企業会計等の7会計）について、以下の詳細資料をそれぞれご提供ください。</p> <p>【依頼資料】</p> <p>⑤ 会計目的及び事業概要が分かる資料 ⑥ 組織図 ⑦ 過去5年間における各特別会計の決算書及び申告書</p>
3	過去の包括外部監査結果に関連して	<p>過去の包括外部監査報告のうち、特別会計の財務事務に関連した指摘事項の措置状況についてご説明ください。</p> <p>【依頼資料】</p> <p>⑧ 過去の包括外部監査報告書における特別会計に関する指摘箇所及び措置状況を把握できる資料</p>

4	監査委員監査	過去5年間の監査委員監査における特別会計の財務事務に関する指摘内容と対応状況についてご説明ください。
		【依頼資料】 ⑨ 監査結果報告書、措置状況等

(2) 対象各特別会計の個別ヒアリング及び詳細手続

原則として、令和6年度に係る事務を対象として、各特別会計の事業の性質に応じて、質問・資料閲覧・現場視察等の手続を実施した。なお、実施した具体的な手続は、第6 監査の結果(各論)において、それぞれ記載している。

<具体的手続>

- ① 特別会計の目的、事業内容及び組織や管理体制の把握
- ② 直近5年間の歳入歳出推移の把握
- ③ 関連条例及び意思決定書類(起案書・決裁書等)の査閲
- ④ 事業収入及び支出の概要把握と個別取引の詳細テスト
- ⑤ 固定資産・物品管理状況の把握
- ⑥ 決算財務報告プロセス(会計事務及び税務事務)の把握
- ⑦ 重要事業所の現場視察(必要に応じて)

(3) 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

県では、過去において特別会計に関する包括外部監査を受けたことがない旨を確認した。

第5 包括外部監査の結果

1. 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反、又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は 検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

上記記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の実務上における多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分ができない場合があることを、ご承知おきいただきたい。

2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見

監査の着眼点		指摘事項	意見
①	特別会計の現況が設置目的や特別会計の存在意義に照らして適切に運営されているか。	指摘事項No.6-1	意見No.1-1 意見No.1-2 意見No.1-3 意見No.5-1 意見No.5-3 意見No.6-1 意見No.7-3
②	特別会計に係る事務の執行及び事業の管理は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、これらの支出は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。	指摘事項No.2-2 指摘事項No.2-5 指摘事項No.3-2 指摘事項No.4-4 指摘事項No.4-5 指摘事項No.4-6 指摘事項No.4-7 指摘事項No.4-8 指摘事項No.4-9 指摘事項No.4-13	意見No.2-2 意見No.2-6 意見No.2-7 意見No.2-8 意見No.2-9 意見No.2-10 意見No.2-11 意見No.2-12 意見No.2-13 意見No.3-2 意見No.3-3 意見No.3-4 意見No.3-7 意見No.3-8 意見No.3-9 意見No.3-10 意見No.3-11

			意見No.3-12 意見No.3-13 意見No.3-14 意見No.3-15 意見No.3-16 意見No.3-17 意見No.3-18 意見No.4-1 意見No.4-2 意見No.4-3 意見No.4-4 意見No.4-5 意見No.4-6 意見No.4-8 意見No.4-9 意見No.4-10 意見No.5-2 意見No.6-2 意見No.6-3 意見No.7-1 意見No.7-2
③	恒常的な不用、繰越や多額の剰余金が放置されていないか。	—	—
④	特別会計に係る収益及び事業経費、事務経費等は、適切に計上されているか。	指摘事項No.7-1	意見No.2-5
⑤	特別会計の財産の維持管理は適切に行われているか。	指摘事項No.2-1 指摘事項No.2-3 指摘事項No.2-4 指摘事項No.3-1 指摘事項No.3-3 指摘事項No.3-4 指摘事項No.4-1 指摘事項No.4-2 指摘事項No.4-3 指摘事項No.4-10 指摘事項No.4-11 指摘事項No.4-12	意見No.2-1 意見No.2-3 意見No.2-4 意見No.3-1 意見No.3-5 意見No.3-6 意見No.4-7
合計		24件	53件

第6 監査の結果(各論)

1. 岡山県国民健康保険事業特別会計

(1) 目的

国民健康保険制度の改革に伴い、平成30年4月から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等のために国民健康保険の運営に中心的な役割を担うとともに、制度の安定化を図ることを目的としている。なお、都道府県及び市町村は、国民健康保険法において、国民健康保険に関する収入及び支出について政令で定めるところにより、それぞれ特別会計を設けなければならないと規定されている(国民健康保険法第10条)。

(2) 事業概要

市町村が運営する国民健康保険(市町村国保)は、勤務先の会社の健康保険など他の医療保険に加入していない方々(農業や自営業者や無職・短時間労働の方々)が加入する公的医療保険であるが、下記の構造的な課題を抱えている。

- ・加入者の年齢構成が高く医療費水準が高い。
- ・所得水準に比較して保険料負担が重い。
- ・一般会計からの多額の繰入や繰上充用など財政赤字の負担が重い。
- ・財政運営が不安定になるリスクが高い小規模市町村が多く、市町村ごとの保険料水準の格差が大きい。

持続可能な医療保険制度を実現し、国民皆保険を維持するため、医療保険制度の安定化、負担の公平化及び医療費の適正化等を目的とする「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」が制定され、同法による改正後の国民健康保険法に基づき、平成30年度から、都道府県が市町村とともに国保の保険者となり、国保財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、制度の安定化を図ることとされた。

都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。市町村は、都道府県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

単年度の収支については、令和2年度及び令和6年度を除きマイナスとなっているが、基金からの繰入金や繰越金で補填可能な水準ではある。

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分担金及び負担金	46,408,686	46,231,360	45,335,436	47,116,897	44,894,281
国庫支出金	51,512,937	48,981,509	49,268,129	47,731,148	46,895,497
前期高齢者交付金	64,578,389	68,234,247	63,602,999	62,105,463	59,567,645
共同事業交付金	244,330	311,067	315,217	311,802	407,242
一般会計繰入金	10,040,391	9,856,120	10,251,573	10,275,381	10,017,100
諸収入	382,409	421,407	380,997	340,748	334,777
その他	62,052	3,487	3,642	3,362	10,438
単年度収入 小計	173,229,197	174,039,199	169,157,996	167,884,805	162,126,982
基金繰入金	91,497	92,439	90,422	554,321	12,308
繰越金	7,815,126	10,844,427	8,407,067	6,657,409	6,317,229

歳入 合計	181,135,821	184,976,065	177,655,487	175,096,537	168,456,520
-------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

保険給付費等交付金	138,619,937	142,235,760	139,060,804	136,295,838	130,309,512
後期高齢者支援金等	22,250,836	21,991,861	21,231,942	22,943,885	22,694,085
介護納付金	7,019,268	7,478,045	7,765,068	7,516,259	7,057,070
共同事業拠出金	225,240	270,056	296,239	357,458	415,022
保健事業費	36,006	69,219	78,082	67,692	90,622
諸支出金	2,014,279	4,393,414	2,076,565	1,144,447	44,114
その他	122,584	127,153	124,423	130,962	118,500
単年度支出 小計	170,288,153	176,565,510	170,633,127	168,456,545	160,728,927
基金積立金	3,241	3,487	364,950	322,762	2,173,777
歳出 合計	170,291,394	176,568,997	170,998,077	168,779,307	162,902,704

翌年度繰越額	10,844,427	8,407,067	6,657,409	6,317,229	5,553,815
--------	------------	-----------	-----------	-----------	-----------

(出典:所管課提出資料)

(4) 実施監査手続と結果

- ① 条例レビュー
- ② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

(5) 意見・指摘事項

【意見No.1-1】国民健康保険事業における財政の安定的な運営

国民健康保険は、被用者保険と比べ被保険者の年齢構成が高く、高年齢化の進展等に伴い一人当たりの医療に係る支出は増え続けていく一方、被保険者の所得水準は低く、保険料(税)の負担率が高いという構造的な課題を抱えている。

県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な運営に努め、岡山県国民健康保険特別会計は、原則として、必要な支出を納付金と国庫負担金や県繰入金等の公費により賄い、年度ごとに収支を均衡させる必要がある。また、県及び市町村は、医療費適正化等に積極的に取り組むとともに、収納対策を強化することで、保険料(税)率の抑制に努めていく必要がある。

以上を踏まえ、県としては、各市町村への保険料の適正な設定(標準保険料率)、保険料の収納率の向上等の指導・助言を行うとともに、併せて国に対して財政支援要請を行うなど国民健康保険事業が将来にわたって安定的に事業継続していくため、年度ごとの収支を均衡させる財政の安定的な運営に向けて引き続き努めていただきたいと考える。

【意見No.1-2】保険者努力支援制度交付金の増額に向けての取組

保険者努力支援制度は、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度である。県や市町村の取組状況や取組内容に応じて評価され、評価結果によっては交付金の額を増やすことが可能となっているため、増額に向けてのさらなる取組が望まれる。

【意見No.1-3】特定健診受診率アップに向けての継続的な取組

令和6年度の調査結果で特定健診受診率が低調である要因が詳細に判明したことを受け、今後はよりコストがかからず効果的と考えられる啓発方法や取組を県内全体で共有し、受診率の向上と定着に向けての継続的な取組が望まれる。

2. 岡山県営電気事業会計

(1) 目的

県内三大河川の豊富な水資源による水力発電と「晴れの国おかやま」と呼ばれる好天を生かした太陽光発電を組み合わせながら地域にクリーンエネルギーを供給することを目的としている。

(2) 事業概要

企業局電気事業は、旭川・高梁川・吉井川の三大河川を活用した18か所の水力発電所と、日照条件に恵まれた岡山空港太陽光発電所を合わせた19か所で、純国産かつクリーンな電力を安定的に供給している。

電気事業は昭和29年、旭川ダム完成に合わせて旭川第一・第二発電所を稼働させ、県内の深刻な電力不足を緩和させたことから始まった。その後も工業用水確保等を目的とした河本ダムの貯水を利用した新見発電所(昭和38年)、黒木ダムの貯水を利用した加茂発電所(昭和43年)などを整備し、事業を拡大してきた。

昭和48年のオイルショック以降は水力の価値が再評価され、小水力発電の開発を全国に先駆けて推進しており、既存ダムを活用した、黒木えん堤・越畑・久賀発電所、岡山県企業局として初めての水路式発電所となる倉見発電所を建設した。平成3年以降は、ゴム堰を利用した寄水発電所、大町発電所、真賀子発電所や新設ダムに津川・千屋・苫田・三室発電所を設置するなど、多様化が進んだ。

平成21年には電力自由化を見据えて発電総合管理事務所を開設し、全発電所の監視・保守を一元化することでコスト削減と運転高度化を実現した。また、再生可能エネルギー推進の取組として、平成25年には岡山空港南斜面に太陽光発電所を設置し、倉見発電所(平成29年)、阿波発電所(令和6年)など既設水力発電所のリニューアルも積極的に進めている。令和5年度からは大町発電所のリニューアル工事に着手し、発電量向上と寿命延伸を図っている。

今後は、小水力の新規開発や既設発電所のリニューアル等により、安定供給とコスト抑制を両立させながら電力市場の変化に適応し、持続的な経営を目指す。

このように、電気事業は県内三大河川の豊富な水資源と「晴れの国おかやま」の特性を生かし、純国産で環境負荷の少ない再生可能エネルギーの供給を通じて、県民生活の向上と地域産業の振興に貢献してきた。黒字経営を継続している一方で、事業開始から50年以上が経過し、施設老朽化や電力システム改革など大きな環境変化に直面している。

企業局では、「岡山県企業局経営計画2019～2028」を策定し、必要に応じて見直しを行っている。基本的な経営方針として「安定経営の実現」、「安定供給の継続」、「再生可能エネルギーの推進」を掲げ、さらに行動計画及び具体的な取組を設け、同計画に基づき事業を推進するとともに、毎年度の実績を評価し、事業運営へ反映させている。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

<事業収支>

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収入	3,166,085	3,019,846	2,910,321	3,202,442	4,011,971
事業費用	2,499,838	2,379,014	2,278,307	2,623,385	2,751,780
当年度純利益	666,247	640,832	632,014	579,058	1,260,191

<資本的収支>

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	700,000	215,134	3,608	0	0
資本的支出	1,086,680	1,707,384	934,973	898,340	1,300,463
資本的収支差引	△ 386,680	△ 1,492,250	△ 931,365	△ 898,340	△ 1,300,463

(4) 実施監査手続と結果

特段記載がないものについては、令和6年度決算数値を対象として監査手続を実施している。

No.	監査実施手続	結果
(会計に関するもの)		
1	現預金残高について期末日時点の現金実査結果及び残高証明書と照合する。	問題なし ただし、期末日時点で現金は保有していない
2	監査当日の現金実査を実施し、現金出納帳残高と照合する。また、現金、郵券の管理状況を検討する。	指摘事項 No.2-1 意見 No.2-1
3	未収金残高について、滞留債権の有無及び貸倒引当金計上の要否を検討する。	問題なし
4	貯蔵品残高に関連して、実地棚卸の実施状況及び結果について検討する。	意見 No.2-2 意見 No.2-3 意見 No.2-4
5	前払金残高について、内訳明細を入手し、会計処理が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.2-2
6	固定資産に関連して、固定資産台帳と貸借対照表計上額との一致を確かめる。	指摘 No.2-3
7	固定資産に関連して、新規取得資産について個別検証を実施する。	問題なし
8	固定資産に関連して、現物実査が適切に行われていることを確かめる。	指摘事項 No.2-4
9	固定資産に関連して、修繕費か資本的支出かの検討が適切になされているか(判断過程の文書化含む)について検討する。	意見 No.2-5
10	固定資産に関連して、減損の要否を検討する(適切に判断結果が文書化されているかを含む)。	問題なし
11	建設仮勘定残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
12	無形固定資産残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
13	リース会計基準に照らして、適切な会計処理がなされていることを検討する。	問題なし
14	賞与引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	意見 No.2-6
15	退職給付引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
16	長期前受金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
17	未払金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	指摘 No.2-2
18	営業収益(電力量)について、サンプルベースで契約書等と照合し計上金額、計上時期が妥当であることを検討する。	問題なし
19	その他営業収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
20	雑収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
21	その他特別利益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし

22	請負工事、委託契約の中からサンプルベースで入札から請負工事(委託業務)の完了までの一連の書類を検討し、事務手続の適切性、及び、会計処理の妥当性について検討する。	意見 No.2-7 意見 No.2-8
23	雑支出について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
24	消耗品費について、見積書及び請求書を閲覧し、資産計上するべきものがないか検討する。	問題なし
25	その他特別損失について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
26	固定資産台帳以外に作成している台帳について、ヒアリング及び現物確認を実施する。	指摘 No.2-1
(内部統制に関するもの)		
27	当該事業の重要事項を意思決定または報告する会議体の議事録が適切に作成されていることを検討する。	意見 No.2-13
28	直近の内部監査の指摘事項及びその対応状況を検討する。	問題なし
29	会計システムへの伝票入力から承認までの一連の流れが規程等に則って適切に行われていることを確かめる。	問題なし
30	会計システムの運用(パスワード管理、バックアップ等)が適切になされていることを確かめる。	問題なし
31	取引先の与信管理の状況について検討する。	問題なし
32	固定資産、物品の管理が、規程等に則って適切に行われていることを検討する。	指摘事項 No.2-4 固定資産実査について 指摘事項あり
33	決算書作成時の承認プロセスについて検討する。	意見 No.2-9
34	消費税の申告について、申告書の作成状況を検討する(時間的制約から申告書の内容を精査するなど、その正確性について詳細な手続は実施しない)。	意見 No.2-10 意見 No.2-11
(その他)		
35	当該事業に関連する法令、規程等を閲覧する。	問題なし
36	決算書の表示の妥当性について検討する。	指摘事項 No.2-5 意見 No.2-12
37	現地視察を実施する。	問題なし。 視察結果は(6)に記載。

(5) 意見・指摘事項

上記手続の結果、発見された意見・指摘事項は以下のとおりである。

【指摘事項 No.2-1】 郵券の管理

「郵券等出納簿」について、電気事業と工業用水事業で共通となっており、郵券購入時には電気事業と工業用水事業と半分に按分して計上し、受払管理上も両者は区分されていない。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別会計であることから、保有する郵券も区分して管理すべきである。

【意見 No.2-1】 現金の管理

企業局本局において、往査日である令和7年7月 22 日時点の現金実査をしたところ、電気事業と工業用水事業の保有する現金が区分されずに保管されていた。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別々の会計であることから、保有する現金も区分して管理すべきである。

郵券、現金ともに電気事業と工業用水事業で区分されていないという点で同様であるが、現金は会計上の誤りが発生していないが、郵券については現在の管理方法と適切に区分した管理方法では各会計での計上額が異なるため、指摘事項としている。

【意見 No.2-2】 貯蔵品の評価に関する規程の整備

貯蔵品は、取得から一定期間を経過した場合に以下のとおり評価している。

- | |
|---|
| ①取得価額が 10 万円以上のもの
取得から 5 年経過したものについては、取得価額の 50%を減額する。
取得から 10 年経過したものについては、備忘価額まで減額する。
②取得価額が 10 万円未満のもの
取得から 3 年間経過したものについては、備忘価額まで減額する。 |
|---|

上記のとおり、評価減を実施しているが、規程等にはその具体的評価方法が明文化されていない。貯蔵品の評価について、規程等により明文化する必要がある。

【意見 No.2-3】 実地棚卸計画

年度末に実地棚卸を実施しているものの、棚卸の手順やその目的を定めた棚卸実施要領が存在しない。

さらに棚卸のエリアやロケーション、担当者毎の配置、注意事項等を定めた棚卸計画も存在しない。これらが無い場合、担当者によってやり方が異なることや、カウント漏れ、カウントミスなどが起こる可能性が高くなり、棚卸の正確性が担保されない恐れがある。

以上より、これらの要領等を整備し、棚卸実施者に周知することが必要である。

【意見 No.2-4】 棚卸実施結果の記録

令和 7 年 3 月末に実施した棚卸結果の資料を閲覧したところ、棚卸の実施日、実施担当者、実際にカウントした数量が記載されていなかった。実地棚卸は、決算日時点の棚卸結果を会計に反映する重要な手続であるため、実施した日、実施担当者、数量のカウント結果等の証跡を残しておく必要がある。

【指摘事項 No.2-2】 前払金、未払金の両建計上

工事関連の取引において、請求書日が令和7年3月中で、支払いが令和7年4月以降のものを以下のとおり会計処理している。

(借方)前払金 5,450 千円/(貸方)未払金 5,450 千円

前払金は、実際に支出があった時に使用する勘定科目であり、令和 7 年 3 月末時点で請求を受けたとしても、実際に支払が完了していなければ前払金として計上することは適切でなく、当該会計処理は不要である。

なお、工事関連の取引及び消費税の中間納付について、請求があった時点で(借方)前払金(貸方)未払金として会計処理しているケースが複数(全 17 仕訳)あった。担当者が備忘の為、一旦(借方)前払金(貸方)未払金で処理すること自体問題はないが、当該処理を期中にする場合には決算時に、支出を伴わない前払金がないかどうかを確認する必要がある。

【指摘事項 No.2-3】 固定資産台帳(補助簿)と試算表が不一致

岡山県企業局財務規程第 15 条及び第 16 条において、以下のとおり規定されている。

- | |
|---|
| 第 15 条(帳簿) 一部抜粋
本局及び局事務所においては、次に掲げる帳簿を備え、取引を記録整理しなければならない。
1 固定資産(備品)台帳

第 16 条 帳簿の記載は、伝票又は証拠となるべき書類により正確かつ明瞭に行なうものとする。 |
|---|

しかし、固定資産台帳について令和 6 年度中に、使用中の PC1 台を誤って除却登録したため備品勘定に差異が生じ、さらに令和 7 年 4 月 1 日に売却した太陽光発電設備の売却日を令和 7 年 3 月 31 日と誤登録した結果、太陽光発電設備勘定でも差異が生じた。

本来、決算時に実施される会計数値と固定資産台帳との突合で発見できるはずの誤りであったが、令和6年度決算では検出されなかった。帳簿記載の正確性と突合手続の実効性を担保するため、今後は担当者が行った突合結果を上長が確認し、その確認記録を保存する運用を構築する必要がある。

【指摘事項 No.2-4】 固定資産実査

岡山県企業局財務規程第105条において、以下のとおり規定されている。

第105条(実地照合)

本局の課長及び局事務所長は、その所管に属する固定資産につき毎事業年度少なくとも一回、固定資産(備品)台帳及び備品保管簿と照合し、その実態を確認しなければならない。

現状では、保安規定に基づき実施する巡回点検において、固定資産の実査も行っているとのことであるが、対象資産は限定的であり、当該規程に定められている固定資産実査が網羅的に行われているとは言いがたい。

ただし、当事業で保有する固定資産は多岐に渡り、毎年全ての固定資産や物品について現物実査を実施することは困難であるとも考えられるため、実務上の負担も考慮して、必要かつ実施可能な範囲に規程を改訂することも含めて検討されたい。

現状においては、規程どおり固定資産実査が実施されているとは言えない状況である。

【意見 No.2-5】 修繕費と資本的支出の判断過程の文書化

サンプルで検証した工事について、企業局本局の施設課にて修繕費と固定資産計上を区分しているものの、その判断根拠が文書として残っていない。

修繕費か資本的支出かの判断は期間損益計算に影響を与えることから、実務上論点になることが多く、その判断は慎重に行う必要があることから、判断根拠は適切に文書化しておくとともに、経理担当である総務企画課においても十分なチェックを行うことが必要である。

【意見 No.2-6】 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額に基づき当事業年度の負担に属する額を見積計上するものである。

ここで、支給見込額は予算の金額によっており、当該予算は個人別の評価等は反映されていない。実際の賞与の支給は、基本部分に個人別の評価を加減して支給されていることから、支給見込額と実際支給額とが大きく乖離する可能性がある。

見積項目である以上、実際支給額と差異が出ることはやむを得ないが、最善の見積りを行ったうえで計上することが求められることから、今後は実際支給額と引当金算定時に基礎とした見積額の比較(いわゆるバックテスト)を実施し、見積の精度を高めることも検討されたい。

【意見 No.2-7】 最低制限価格の設定方法

一定規模の案件については最低制限価格制度を用いて落札者を決定しているが、落札価格が最低制限価格と一致する事例が少なくない。また、複数の業者が最低制限価格と同額で入札した場合、電子入札システム上でくじにより落札者を決定している。企業局は工事内容に応じて予定価格を基に金額を最低制限価格として設定しているものの、過去の公告情報等から業者が容易に最低制限価格を予測できるケースが少なくない。その結果、入札額が最低制限価格付近に集中し、くじによる落札や、わずかに下回って失格となる事例が発生している。

本来、最低制限価格制度の目的は工物品質の確保にあるが、金額が安易に推測可能であれば公正な競争を阻害するおそれがある。

これらの問題は、最低制限価格を予定価格を基に一律に算定している点に起因している。そのため、現行制度の趣旨や課題を踏まえつつ、一定範囲の入札価格を基礎として最低制限価格を算定する方法(変動型最低制限価格制度)を採用している他の自治体事例を含め、入札の競争性の確保と工物品質の確保を両立させる観点から、現在生じている課題の解消に資する方策について検討することが望ましい。

【意見 No.2-8】 入札に関する要綱の作成

入札方法及び落札者決定方法について、企業局では岡山県の実務上のルールを参考にしているが、企業局としての実務要綱などは作成していない。企業局では、大規模工事、その他修繕、測量・設計コンサル等の様々な工事契約を毎期契約しており、金額規模も大きいため、適正な入札による契約を締結する必要がある。

以上より、入札に関するルールを明文化するべきである。

【意見 No.2-9】 決算報告書等の承認について

岡山県企業局財務規程第 108 条において、以下のとおり規定されている。

第 108 条 総務企画課長は、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度終了後二月以内に管理者に提出しなければならない。

上記のとおり、第 108 条においては、「提出しなければならない」としか定められておらず、管理者の承認については定めがない。

しかしながら、企業局として作成した決算報告書は、その最高責任者である管理者の承認を得たものを公表することが必要であり、また、その承認過程が分かるように、起案文書等で承認された証跡を残すことが必要である。規程の改訂及び実際の承認手続を検討されたい。

【意見 No.2-10】消費税の申告

消費税の申告を外部の専門家等に委託しておらず、企業局担当者のみで行っている。専門的な知識が必要となることや、金額的に多額であることを鑑みて、外部専門家に委託することや、県庁内で一括して専門部署にて対応するなどの方法も検討すべきである。

【意見 No.2-11】 一括比例配分方式の有利不利判定

消費税の申告時に、過年度から継続的に一括比例配分方式を採用している。

ここで、一括比例配分方式とは、消費税の仕入税額控除を計算する方法であり、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、有利な方を自らが届出を出して選択するものである。

しかしながら、一括比例配分方式を選択後は、毎期、有利判定を行っておらず、有利な方法(納税額が最も少なくなる方法)を選択出来ているか不明である。

以上より、個別対応方式と一括比例配分方式の有利判定は、毎期行うべきである。

ただし、この有利判定は、意見 No.2-10 に記載のとおり、専門的な知識を要するため、外部専門家への委託も含めて検討されたい。

【指摘事項 No.2-5】 貸借対照表の表示

貸借対照表において、以下の項目は控除項目であるため、金額の前に△を付して表示すべきであるが付されていない。

・減価償却累計額 ・長期前受金収益化累計額

【意見 No.2-12】 決算書作成チェックリストの活用

総務省 HP において、地方公営企業法等を適用して決算書を作成する団体が活用すべき「決算書作成チェックリスト」を公表しているものの、これを活用していない。当該チェックリストは、決算書内の金額の整合性や記載項目の網羅性を担保するために役立つものであるから、決算書作成時に活用することが望ましい。

【意見 No.2-13】 幹部会の議事録について

企業局においては、株式会社における取締役会のような意思決定機関は存在しないが、電気事業、工業用水事業共通で月に 1 回幹部会という会議体で重要事項の報告等が行われている。

しかしながら、この幹部会の議事録が残されていない。今後は、幹部会の議事録を残しておく必要がある。

(6) 現場視察

2025 年 8 月 21 日に発電総合管理事務所及び旭川ダム及び旭川第一発電所の現場視察を実施した。

3. 岡山県営工業用水道事業会計

(1) 目的

県内三大河川の豊富な水資源を生かし、水島・児島、笠岡、勝央の各地区で、企業の生産活動に欠かせない工業用水を安定的に供給し、本県経済の特徴である「ものづくり」産業の発展に寄与すること。

(2) 事業概要

岡山県企業局では、県南の水島地域、児島地域及び笠岡地域、並びに県北の勝央地域において工業用水道事業を行っている。

水島工業用水道は、倉敷市水島地区を中心に、岡山県南新産業都市の指定をはじめ、諸施策の推進と相まって、一大重化学工業地帯を形成する石油精製、製鉄、石油化学等の企業に対し工業用水を安定的に供給する目的をもって建設された。

高梁川総合開発事業による河本ダムを水源として、昭和36年に一部給水を開始し、水島臨海工業地帯における工場の新設、既存工場の設備増設による水需要の拡大に対応するため、新成羽川ダムを水源とする水島第2期及び第3期工業用水道を整備し、第1期、第2期、第3期事業を合わせた給水能力は530,500 m³/日となった。さらに、これを上回る需要が見込まれたため、昭和46年から千屋ダム等を水源とした第4期工業用水道の建設を開始し、合計830,500 m³/日の施設能力を整備することとした。

しかし、その後の経済情勢の変動等により、当初の水需要の減少が見込まれたこと、また、第1期事業について施設の老朽化や河川管理上の制約等により廃止せざるを得なくなったことから、第1期の水源施設等を第4期事業に取り込み、昭和53年10月に、給水能力300,000 m³/日の第4期事業(水源施設を除く)を完成させ、第1期事業は昭和54年度末に廃止した。その後、第4期事業の水源施設である千屋ダムが、平成10年8月に完成し、水島工業用水道の給水能力は、第2期、第3期及び第4期事業を合わせ、708,000 m³/日となっている。

また、第4期事業の一環として、児島地区の地元企業に供給する拡張工事を行い、平成2年4月から給水区域を拡大している。さらに、新たな企業の立地が進む玉島ハーバーアイランドにおいて施設整備を進め、平成28年12月から給水を開始した。

笠岡工業用水道は、備後工業整備特別地域の指定を受けて笠岡地区に造成された工業用地と臨海部に立地する企業に工業用水を供給するもので、笠岡工業用水(企業局)、西南上水道用水(岡山県西南水道企業団)、寄島干拓用水(県農林水産部)、笠岡湾干拓用水(中国四国農政局)の共同事業として整備された笠岡共用導水路が昭和47年3月に完成し、昭和47年10月から、笠岡工業用水道第1期事業(33,000 m³/日)として給水を開始した。なお、この共用導水路は、中国四国農政局を事業主体として建設されたが、施設の維持管理については、現在、企業局が行っている。

その後、茂平地区の工業団地など地元企業からの給水要望に応えるため、第2期事業(3,700 m³/日)を昭和60年3月に完成させ、さらに、平成元年度からは、笠岡港(港町地区)工業用地等へ立地する企業に対して、13,000 m³/日を供給する第3期事業に着手し、平成5年3月に完成させた。この結果、笠岡工業用水道の給水能力は、第1期、第2期及び第3期事業を合わせて、49,700 m³/日となっている。なお、水島及び笠岡工業用水道施設については、工業用水道事務所(西之浦浄水場)で一元的に管理している。

勝央工業用水道は、内陸工業団地のモデルケースとして旧地域振興整備公団が建設した勝央中核工業団地に立地する企業の工業用水の需要に対応するため、昭和51年度から事業に着手し、給水能力4,200 m³/日の施設を昭和53年度に完成させ、昭和55年4月に給水を開始した。また、先端技術型企業の立地を図るために建設された新勝央中核工業団地(51.6ha)への企業立地促進のため、平成10年10月から給水区域を拡大している。

(出典:令和7年度企業局の事業概要)

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

＜事業収支＞

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業収入	3,879,504	3,918,275	3,942,804	3,938,021	4,007,614
事業費用	2,872,512	3,157,708	3,510,713	3,230,267	3,338,335
当年度純利益	1,006,992	760,567	432,091	707,754	669,279

＜資本的収支＞

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本的収入	424,566	307,726	37,178	2,847	208,510
資本的支出	2,748,196	2,380,817	832,479	794,364	1,557,935
資本的収支差引	-2,323,630	-2,073,091	-795,300	-791,517	-1,349,425

(4) 実施監査手続と結果

特段記載がないものについては、令和6年度決算数値を対象として監査手続を実施している。

No.	監査実施手続	結果
(会計に関するもの)		
1	現預金残高について期末日時点の現金実査結果及び残高証明書と照合する。	問題なし ただし、期末日時点で現金は保有していない
2	監査当日の現金実査を実施し、現金出納帳残高と照合する。また、現金、郵券の管理状況を検討する。	指摘事項 No.3-1 意見 No.3-1
3	未収金残高について、滞留債権の有無及び貸倒引当金計上の要否を検討する。	意見 No.3-2 意見 No.3-3 意見 No.3-4
4	貯蔵品残高に関連して、実地棚卸の実施状況及び結果について検討する。	意見 No.3-5 意見 No.3-6 意見 No.3-7
5	前払金残高について、内訳明細を入手し、会計処理が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.3-2
6	固定資産に関連して、固定資産台帳と貸借対照表計上額との一致を確かめる。	問題なし
7	固定資産に関連して、新規取得資産について個別検証を実施する。	問題なし
8	固定資産に関連して、現物実査が適切に行われていることを確かめる。	指摘事項 No.3-3
9	固定資産に関連して、修繕費か資本的支出かの検討が適切になされているか(判断過程の文書化含む)について検討する。	意見 No.3-8
10	固定資産に関連して、減損の要否を検討する(適切に判断結果が文書化されているかを含む)。	意見 No.3-9
11	建設仮勘定残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
12	無形固定資産残高について、資産性の有無を検討する。	問題なし
13	リース会計基準に照らして、適切な会計処理がなされていることを検討する。	問題なし

14	賞与引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	意見 No.3-10
15	退職給付引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
16	長期前受金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
17	未払金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.3-2
18	営業収益(給水収益)について、サンプルベースで契約書等と照合し計上金額、計上時期が妥当であることを検討する。	問題なし
19	その他営業収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
20	雑収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
21	その他特別利益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
22	請負工事、委託契約の中からサンプルベースで入札から請負工事(委託業務)の完了までの一連の書類を検討し、事務手続の適切性、及び、会計処理の妥当性について検討する。	意見 No.3-11 意見 No.3-12
23	雑支出について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
24	その他特別損失について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
(内部統制に関するもの)		
25	当該事業の重要事項を意思決定または報告する会議体の議事録が適切に作成されていることを検討する。	意見 No.3-18
26	直近の内部監査の指摘事項及びその対応状況を検討する。	問題なし
27	会計システムへの伝票入力から承認までの一連の流れが規程等に則って適切に行われていることを確かめる。	問題なし
28	会計システムの運用(パスワード管理、バックアップ等)が適切になされていることを確かめる。	問題なし
29	取引先の与信管理の状況について検討する。	意見 No.3-13
30	固定資産、物品の管理が、規程等に則って適切に行われていることを検討する。	指摘事項 No.3-3 固定資産実査について指摘事項あり
31	決算書作成時の承認プロセスについて検討する。	意見 No.3-14
32	消費税の申告について、申告書の作成状況を検討する(時間的制約から申告書の内容を精査するなど、その正確性について詳細な手続は実施しない)。	意見 No.3-15 意見 No.3-16
(その他)		
33	当該事業に関連する法令、規程等を閲覧する。	問題なし
33	決算書の表示の妥当性について検討する。	指摘事項 No.3-4 意見 No.3-17
34	現地視察を実施する。	問題なし。 視察結果は(6)に記載。

(5) 意見・指摘事項

上記手続の結果、発見された意見・指摘事項は以下のとおりである。

【指摘事項 No.3-1】 郵券の管理

「郵券等出納簿」について、電気事業と工業用水事業で共通となっており、郵券購入時には電気事業と工業用水事業と半分に按分して計上し、受払管理上も両者は区分されていない。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別会計であることから、保有する郵券も区分して管理すべきである。

【意見 No.3-1】 現金の管理

企業局本局において、往査日である令和7年7月22日時点の現金実査をしたところ、電気事業と工業用水事業の保有する現金が区分されずに保管されていた。電気事業と工業用水事業はそれぞれ別々の会計であることから、保有する現金も区分して管理すべきである。

郵券、現金ともに電気事業と工業用水事業で区分されていないという点で同様であるが、現金は会計上の誤りが発生していないが、郵券については現在の管理方法と適切に区分した管理方法では各会計での計上額が異なるため、指摘事項としている。

【意見 No.3-2】 貸倒懸念債権に対する要綱の整備と検討過程の文書化

令和7年3月末時点で、特定の相手先に対して80,421千円の回収遅延債権が発生している。企業局において、貸倒引当金の計上要否を検討するにあたり拠り所となるものは、「地方公営企業会計基準の見直しに係る事務取扱要領」であり、当該要領において、以下のとおり定められている。

第17条(貸倒引当金の定義)

貸倒引当金は、将来の損失に備えるため、債権から控除される引当金をいう。

第18条(貸倒引当金)

前条の対象となる債権は、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権(以下、「破産更生債権」という。)とする。

2 経営破綻に陥っている債務者とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者を行い、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等が生じている債務者をいう。

3 実質的に経営破綻に陥っている債務者とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められる債務者をいう。

企業局では、当該債権が要領で定める破産更生債権には該当しないとして、貸倒引当金を計上していない。

しかしながら、当該債権は平成26年度から令和3年度までの間に発生したもので、発生から相当期間経過していること、過去に弁護士介入により返済計画を定めて和解に至っていること、さらには、和解後の返済計画では、未回収の債権残高80,421千円にする月々の回収が20千円と非常に少額であることから、債権全額の回収に重大な懸念が生じていることは明らかである。

このように、破綻債権や実質破綻債権に該当しない場合であっても、回収に重大な懸念がある、貸倒懸念債権について、要領に追加定義するとともに、該当する債権に対しては、貸倒引当金の計上要否を慎重に検討すべきである。

当該債権については、貸倒懸念の事実は存在するものの、保有する土地・建物について企業局が担保設定しており、担保評価額が債権金額を上回ることから、令和7年3月末の会計処理として、貸倒引当金を計上しないという結論は問題ないと判断した(ただし、担保価値の妥当性については検証しておらず、企業局からのヒアリングをもとに判断している)。

一方で、今後、債権金額がさらに膨らんだり、担保価値が下落した場合には、担保評価額では債権全額をカバー出来ない可能性もあることから、翌期以降も貸倒引当金の計上要否を慎重に検討すべきである。

以上より、要綱の整備とともに、当該債権については、毎期货倒引当金の要否を慎重に検討するとともに、適切に文書化する必要がある。

【意見 No.3-3】 債権回収遅延時のルールの特化

現状、債権の回収が遅れた場合の対応方針が明確になっていない。指摘事項 No.3-2に記載した回収遅延債権については、長期間回収が出来ていないにもかかわらず給水を続けた結果、未回収金額が大きく膨らむ結果となった。現在は、毎月発生した債権は通常の回収サイトで回収し、過去の滞留分を月額 20 千円追加で回収している状況である。

事業の性質上、回収が遅れた場合に直ちに給水をストップすることは相手先企業の存続にも関わることから、その判断は難しいものの、結果として回収遅延が起こった後にも未回収残高が膨らんでしまったことも事実であり、対応が十分であったとは言い難い。

以上より、通常の回収サイトから遅延が発生した債権については、相手先の支払い能力の調査等を行うために決算書の提出を義務付けることや、給水の量を制限するなどのルール作りが必要である。

【意見 No.3-4】 工業用水給水申込時の決算書入手

工業用水の給水申込に当たり、申込企業から決算書等の財務情報を入手していない。工業用水道事業は工業用水道事業法に基づき給水義務を負うものであり、申込企業の信用力のみを理由として給水を拒否することは想定しにくい。一方で、給水義務の存在は、料金債権の回収が当然に担保されることを意味するものではない。供給の停止・拒否が制度上または運用上容易でない事業特性を踏まえ、支払遅延が生じた場合には未収金が累積し、回収不能(貸倒)に至るリスクが生じ得る。

このため、給水の可否を判断する目的ではなく、未収金発生時の対応方針(督促・回収手順の整理等)を適切に行うため、申込企業の事業規模や財務状況を一定程度把握しておくことには意義がある。したがって、今後新たに給水申込を受ける際には、申込企業から決算書等の提出を求め、事業規模・財務安全性等を確認した上で、未収金の発生抑制・早期回収に向けた管理に活用することが望まれる。

【意見 No.3-5】 貯蔵品の評価に関する規程の整備

貯蔵品は、取得から一定期間を経過した場合に以下のとおり評価している。

- | |
|---|
| <p>①取得価額が 10 万円以上のもの
取得から 5 年経過したものについては、取得価額の 50%を減額する。
取得から 10 年経過したものについては、備忘価額まで減額する。</p> <p>②取得価額が 10 万円未満のもの
取得から 3 年間経過したものについては、備忘価額まで減額する。</p> |
|---|

上記のとおり、評価減を実施しているが、規程等にはその具体的評価方法が明文化されていない。貯蔵品の評価について、規程等により明文化する必要がある。

【意見 No.3-6】 実地棚卸計画

年度末に実地棚卸を実施しているものの、棚卸の手順やその目的を定めた棚卸実施要領が存在しない。さらに棚卸のエリアやロケーション、担当者毎の配置、注意事項等を定めた棚卸計画も存在しない。

これらが無い場合、担当者によってやり方が異なることや、カウント漏れ、カウントミスなどが起こる可能性が高くなり、棚卸の正確性が担保されない恐れがある。

以上より、これらの要領等を整備し、棚卸実施者に周知することが必要である。

【意見 No.3-7】 棚卸実施結果の記録

令和 7 年 3 月末に実施した棚卸結果の資料を閲覧したところ、棚卸の実施日、実施担当者、実際にカウントした数量が記載されていなかった。実地棚卸は、決算日時点の棚卸結果を会計に反映する重要な手続であるため、実施した日、実施担当者、数量のカウント結果等の証跡を残しておく必要がある。

【指摘事項 No.3-2】 前払金、未払金の両建計上

工事関連の取引で、請求書日付が令和7年3月中で、支払いが令和7年4月以降のものを、以下のとおり会計処理している。

(借方)前払金 15,400 千円/(貸方)未払金 15,400 千円

前払金は、実際に支出があった時に使用する勘定科目であり、令和7年3月末時点で請求を受けたとしても、実際に支払が完了していなければ前払金として計上することは適切でなく、当該会計処理は不要である。

【指摘事項 No.3-3】 固定資産実査

岡山県企業局財務規程第105条において、以下のとおり規定されている。

第105条(実地照合)

本局の課長及び局事務所長は、その所管に属する固定資産につき毎事業年度少なくとも一回、固定資産(備品)台帳及び備品保管簿と照合し、その実態を確認しなければならない。

現状では、保安規定に基づき実施する巡回点検において、固定資産の実査も行っているとのことであるが、対象資産は限定的であり、当該規程に定められている固定資産実査が網羅的に行われているとは言い難い。

ただし、当事業で保有する固定資産は多岐に渡り、毎年全ての固定資産や物品について現物実査を実施することは困難であるとも考えられるため、実務上の負担も考慮して、必要かつ実施可能な範囲に規程を改訂することも含めて検討されたい。

現状においては、規程どおり固定資産実査が実施されているとは言えない状況である。

【意見 No.3-8】 修繕費と資本的支出の判断過程の文書化

サンプルで検証した工事について、企業局本局の施設課にて修繕費と固定資産計上を区分しているものの、その判断根拠が文書として残っていない。

修繕費か資本的支出かの判断は期間損益計算に影響を与えることから、実務上論点になることが多く、その判断は慎重に行う必要があることから、判断根拠は適切に文書化しておくとともに、経理担当である総務企画課においても十分なチェックを行うことが必要である。

【意見 No.3-9】 固定資産減損についての検討過程の文書化

固定資産の減損について検討した結果が文書化されていない。

営業キャッシュ・フロー(企業局の場合は業務活動によるキャッシュ・フロー)がプラスであるため減損不要として、文書化していないとのことであったが、減損の徴候は、会計基準等において、以下の4つを定めており、キャッシュ・フローがプラスであることのみをもって、減損不要と結論付けられるものではない。

すなわち、減損の兆候は、

- ①営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス
- ②使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ③経営環境の著しい悪化の場合
- ④市場価格の著しい下落の場合

上記4項目のうち1つでも該当する場合には、「減損の兆候有」と判定され、次のステップの検討が必要となる。

よって、減損の徴候に該当する事象がないかについて、①～④に照らして検討した結果を適切に文書化しておくことが必要である。

【意見 No.3-10】 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額に基づき当事業年度の負担に属する額を見積計上するものである。

ここで、支給見込額は予算の金額によっており、当該予算は個人別の評価等は反映されていない。実際の賞与の支給は、基本部分に個人別の評価を加減して支給されていることから、支給見込額と実際支給額とが大きく乖離する可能性がある。

見積項目である以上、実際支給額と差異が出ることはやむを得ないが、最善の見積りを行ったうえで計上することが求められることから、今後は実際支給額と引当金算定時に基礎とした見積額の比較(いわゆるバックテスト)を実施し、見積の精度を高めることも検討されたい。

【意見 No.3-11】 最低制限価格の設定方法

一定規模の案件については最低制限価格制度を用いて落札者を決定しているが、落札価格が最低制限価格と一致する事例が少なくない。また、複数の業者が最低制限価格と同額で入札した場合、電子入札システム上でくじにより落札者を決定している。企業局は工事内容に応じて予定価格を基に金額を最低制限価格として設定しているものの、過去の公告情報等から業者が容易に最低制限価格を予測できるケースが少なくない。その結果、入札額が最低制限価格付近に集中し、くじによる落札や、わずかに下回って失格となる事例が発生している。

本来、最低制限価格制度の目的は工物品質の確保にあるが、金額が安易に推測可能であれば公正な競争を阻害するおそれがある。

これらの問題は、最低制限価格を予定価格を基に一律に算定している点に起因している。そのため、現行制度の趣旨や課題を踏まえつつ、一定範囲の入札価格を基礎として最低制限価格を算定する方法(変動型最低制限価格制度)を採用している他の自治体事例を含め、入札の競争性の確保と工物品質の確保を両立させる観点から、現在生じている課題の解消に資する方策について検討することが望ましい。

【意見 No.3-12】 入札に関する要綱の作成

入札方法及び落札者決定方法について、企業局では岡山県の実務上のルールを参考にしているが、企業局としての実務要綱などは作成していない。企業局では、大規模工事、その他修繕、測量・設計コンサル等の様々な工事契約を毎期契約しており、金額規模も大きいため、適正な入札による契約を締結する必要がある。

以上より、入札に関するルールを明文化するべきである。

【意見 No.3-13】 工業用水料金の未収金への対応

工業用水料金の未収金について、「岡山県債権管理条例」や「岡山県債権管理条例の施行に関する規程」に基づき、県全体の債権管理のマニュアルに相当する「債権管理の手引き」も活用しながら、その回収に努めているが、滞納が長期化している案件が見受けられる。

その要因としては、与信管理のノウハウや、支払遅延があった場合の初動対応、その後の措置等について、本債権の特性を踏まえた対応が体系化されていないことが挙げられる。

よって、他自治体事例の研究や同様の特性を持つ債権を取扱う県の他部局との意見交換等を実施し、対応要領(マニュアルやフロー)を整備するなど、人事異動等があっても継続的・組織的に債権管理を行える体系的な仕組みを構築することが望まれる。

【意見 No.3-14】 決算報告書等の承認について

岡山県企業局財務規程第 108 条において、以下のとおり規定されている。

第 108 条 総務企画課長は、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度終了後二月以内に管理者に提出しなければならない。

上記のとおり、第 108 条においては、「提出しなければならない」としか定められておらず、管理者の承認については定めがない。

しかしながら、企業局として作成した決算報告書は、その最高責任者である管理者の承認を得たものを公表することが必要であり、また、その承認過程が分かるように、起案文書等で承認された証跡を残すことが必要である。

規程の改訂及び実際の承認手続を検討されたい。

【意見 No.3-15】消費税の申告

消費税の申告を外部の専門家等に委託しておらず、企業局担当者のみで行っている。専門的な知識が必要となることや、金額的に多額であることを鑑みて、外部専門家に委託することや、県庁内で一括して専門部署にて対応するなどの方法も検討すべきである。

【意見 No.3-16】一括比例配分方式の有利不利判定

消費税の申告時に、過年度から継続的に一括比例配分方式を採用している。

ここで、一括比例配分方式とは、消費税の仕入税額控除を計算する方法であり、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、有利な方を自らが届出を出して選択するものである。

しなしながら、一括比例配分方式を選択後は、每期、有利判定を行っておらず、有利な方法(納税額が最も少なくなる方法)を選択出来ているか不明である。

以上より、個別対応方式と一括比例配分方式の有利判定は、每期行うべきである。

ただし、この有利判定は、意見 No.3-14 に記載のとおり、専門的な知識を要するため、外部専門家への委託も含めて検討されたい。

【指摘事項 No.3-4】貸借対照表の表示

貸借対照表において、以下の項目は控除項目であるため、金額の前に△を付して表示すべきであるが付されていない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・減価償却累計額・長期前受金収益化累計額 |
|---|

【意見 No.3-17】決算書作成チェックリストの活用

総務省 HP において、地方公営企業法等を適用して決算書を作成する団体が活用すべき「決算書作成チェックリスト」を公表しているものの、これを活用していない。当該チェックリストは、決算書内の金額の整合性や記載項目の網羅性を担保するために役立つものであるから、決算書作成時に活用することが望ましい。

【意見 No.3-18】幹部会の議事録について

企業局においては、株式会社における取締役会のような意思決定機関は存在しないが、電気事業、工業用水事業共通で月に1回幹部会という会議体で重要事項の報告等が行われている。

しかしながら、この幹部会の議事録が残されていない。今後は、幹部会の議事録を残しておく必要がある。

(6) 現場視察

2025年8月21日に水島工業用水道及び笠岡工業用水道を管轄する工業用水道事務所(西之浦浄水場本館)、水島工業用水道事業にかかる西之浦浄水場、亀島配水場の現場視察を実施した。

4. 岡山県流域下水道事業会計

(1) 目的

児島湖は、昭和 34 年に児島湾の一部を締め切って造られた人工湖であり、児島湖流域では、昭和 40 年代に入り、湖の背後地の都市化が進み生活排水及び産業排水が増加した結果、水質が急激に悪化した。このため、岡山県では、岡山市、倉敷市、玉野市及び旧灘崎町（現在は岡山市）の一部と早島町の全域を計画区域として、立ち遅れた地域の下水道整備を効率的、一体的に行い、かつ児島湖の水質保全及び生活環境の改善を図ることを目的に昭和 53 年度から事業着手しており、児島湖流域下水道の計画的な整備による生活排水対策の推進を通じて、快適な生活環境の保全に貢献し、「生き生き岡山」の実現を目指している。

(2) 事業概要

岡山市、倉敷市、玉野市及び灘崎町（現岡山市）の一部と早島町の全域を対象として、当初から窒素とリンを除去する高度処理方式を採用し、平成元年3月に供用を開始以後、順次整備を進めてきたが、将来人口の減少等を踏まえ、令和6年度に全体計画の見直しを行った。その結果、現在の全体計画は処理面積 12,603ha、処理人口約 58 万人、日最大処理能力 346,700 m³となっている。また、令和6年度末の日最大処理能力は 295,300 m³となっている。幹線管渠の総延長は 20.2 km となっており、平成9年度末に完成している。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

<事業収支>

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
事業収入	5,572,427	5,768,865	5,587,527	5,397,776	5,368,496
事業費用	5,823,579	5,832,839	5,926,053	5,806,804	5,875,786
当年度純利益	-251,152	-63,975	-338,526	-409,028	-507,290

<資本的収支>

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
資本的収入	1,784,488	1,012,469	1,798,652	2,345,185	1,277,878
資本的支出	2,190,303	1,480,424	2,380,618	2,868,218	1,823,299
資本的収支差引	-405,814	-467,955	-581,966	-523,033	-545,422

令和 2 年度から令和6年度までの期間、継続して収支マイナスとなっている。これは過去、当該会計における内部留保が過大となっていたため、平成 29 年から令和6年の間、市町村の負担金単価を意図的に下げたことが要因である。

令和7年度以降はあるべき負担金単価に戻すため、収支マイナスは解消される見込み。

(4) 実施監査手続と結果

特段記載がないものについては、令和6年度決算数値を対象として監査手続を実施している。

No.	監査実施手続	結果
(会計に関するもの)		
1	現預金残高について期末日時点の現金実査結果及び残高証明書と照合する。	問題なし ただし、現金は保有していない
2	未収金残高について、滞留債権の有無及び貸倒引当金計上の要否を検討する。	問題なし

3	固定資産に関連して、固定資産台帳と貸借対照表計上額との一致を確かめる。	指摘事項 No.4-1 指摘事項 No.4-2
4	固定資産に関連して、現物実査が適切に行われていることを確かめる。	指摘事項 No.4-3
5	固定資産に関連して、修繕費か資本的支出かの検討が適切になされているか(判断過程の文書化含む)について検討する。	意見 No.4-1
6	固定資産に関連して、減損の要否を検討する(適切に判断結果が文書化されているかを含む)。	指摘事項 No.4-4
7	建設仮勘定残高について、資産性の有無を検討する。	指摘事項 No.4-5 意見 No.4-2
8	賞与引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	指摘事項 No.4-6 意見 No.4-3
9	退職給付引当金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	意見 No.4-4
10	長期前受金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
11	未払金残高について、計上金額が妥当であることを検討する。	問題なし
12	営業収益(流域下水道管理費負担金)について、サンプルベースで契約書等と照合し計上金額、計上時期が妥当であることを検討する。	問題なし
13	請負工事、委託契約の中からサンプルベースで入札から請負工事(委託業務)の完了までの一連の書類を検討し、事務手続の適切性、及び、会計処理の妥当性について検討する。	問題なし
14	雑収益について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
15	雑支出について、明細レビューを実施し、異常な取引の有無を検討する。	問題なし
(内部統制に関するもの)		
16	当該事業の重要事項を意思決定する会議体の議事録が適切に作成されていることを検討する。	問題なし
17	直近の内部監査の指摘事項及びその対応状況を検討する。	問題なし
18	会計システムへの伝票入力から承認までの一連の流れが規程等に則って適切に行われていることを確かめる。	問題なし
19	会計システムの運用(パスワード管理、バックアップ等)が適切になされていることを確かめる。	指摘事項 No.4-7 指摘事項 No.4-8 指摘事項 No.4-9 意見 No.4-5 意見 No.4-6
20	取引先の与信管理の状況について検討する。	問題なし
21	固定資産、物品の管理が、規程等に則って適切に行われていることを検討する。	指摘事項 No.4-3 指摘事項 No.4-10 指摘事項 No.4-11 指摘事項 No.4-12 意見 No.4-7
22	決算書作成時の承認プロセスについて検討する。	問題なし
23	消費税の申告について、申告書の作成状況を検討する。	意見 No.4-8

	(時間的制約から申告書の内容を精査するなど、その正確性について詳細な手続は実施しない)。	意見 No.4-9
(その他)		
24	決算書の表示の妥当性について検討する。	指摘事項 No.4-13 意見 No.4-10
25	現地視察を実施する。	問題なし。 視察結果は(6)に記載。

(5) 意見・指摘事項

当該事業は企業会計を導入している。上記手続の結果、発見された意見・指摘事項は以下のとおりであるが、全体として会計処理や規程の理解、セキュリティに関する重要な問題も多数発見されている。県においては、定期的な人事異動により担当者が変わることが一般的であることから、担当者レベルの対応のみでは限界があると思われる。マニュアルの整備や、決算資料の作成等について、外部専門家の活用(研修含む)などにより現状の問題点を早期に解消することを検討すべきである。今回の発見事項への対応については、担当者レベルでなく組織全体としての対応が必要である。

【指摘事項 No.4-1】 固定資産台帳の保管及び決算書等との照合

決算時において、固定資産台帳は決算書等と照合し、両者が一致していることを確かめる必要があるが、照合を実施していない。

また、システムからの出力方法も理解しておらず、監査時点で保管もなされていなかった。決算時には、固定資産台帳を出力・保管するとともに、決算書等との照合を実施する必要がある。

【指摘事項 No.4-2】 固定資産台帳と貸借対照表計上額の不一致

工具器具備品について、固定資産台帳上の期末帳簿価額と貸借対照表計上額とを照合したところ、両者が一致していない。

【指摘事項 No.4-3】 固定資産の実査

岡山県流域下水道事業財務規則第 92 条に定める固定資産実査を実施していない。

(実地照合)

第九十二条 都市計画課長は、その所管に属する固定資産につき毎事業年度少なくとも一回、固定資産(備品)台帳及び備品保管簿と照合し、その実態を確認しなければならない。

固定資産の実査は、貸借対照表に計上された固定資産の現物が存在すること、及び、その稼働状況を確認することを目的として実施される重要な手続である。固定資産実査を行わない場合には、会計処理を誤る恐れがあることから、規則に定めた手続を実施する必要がある。

【意見 No.4-1】 修繕費と資本的支出の判断過程の文書化

サンプルで検証した工事について、工事担当技師が修繕費と固定資産計上を区分しているものの、その判断根拠が文書として残っていない。修繕費か資本的支出かの判断は期間損益計算に影響を与えることから、実務上論点になることが多く、その判断は慎重に行う必要があることから、判断根拠は適切に文書化しておくとともに、経理担当者においても十分なチェックを行うことが必要である。

【指摘事項 No.4-4】 固定資産減損についての検討過程の文書化

固定資産の減損について検討した結果が文書化されていない。

下水道事業においては、令和4年度から3期連続で営業キャッシュ・フロー(業務活動によるキャッシュ・フロー)がマイナスである。

ここで、減損の徴候として、会計基準等において以下の4つを定めている。

①営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス

- ②使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合
- ③経営環境の著しい悪化の場合
- ④市場価格の著しい下落の場合

上記4項目のうち1つでも該当する場合には、「減損の兆候有」と判定され、次のステップの検討が必要となる。

上記のとおり、令和4年度から3期連続で営業キャッシュ・フロー（業務活動によるキャッシュ・フロー）がマイナスであることから、①に該当する。

下水道事業における固定資産の減損会計についての見解は以下のとおりであった。

令和4年度から令和6年度において、過去の剰余金が過大に積み上がっている状況を解消するため、料金単価を意図的に低く設定したことで、令和4年度からの3期間で営業キャッシュ・フローがマイナスになっている。令和7年度以降は料金単価を従来水準に戻すため、営業キャッシュ・フローはプラスになる見込であることから判定を行っていない。

総務省策定の「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」P28では、公営企業の特性から、形式的に減損の徴候が見られる場合でも、必ずしも減損の徴候があると判断する必要はない、との柔軟な対応が可能とされる。ただし、これには適切な減損の徴候判定に関する文書化が前提となるが、上記見解も含めて、減損の徴候判定を行った文書は残されていない。

以上より、会計基準の十分な理解と、減損の要否の慎重な検討及び適切な文書化が必要である。

現段階では、判断プロセスの文書化がなされていないため、結果として減損不要か判断出来ない状況である。

【指摘事項 No.4-5】 建設仮勘定に含めている人件費

決算資料として作成している「R6 建設工事の資産化額・建設仮勘定算定表」において、令和6年度に新たに建設仮勘定として計上したもののうち、設計担当者2名分の人件費約16,479千円が含まれていた。下水道事業では、本勘定に振替る際に、当該人件費を該当資産に配賦しているとのことである。

会計基準等では建設仮勘定に工事作業員の賃金等の人件費を含めることができるものの、その範囲は工事に直接関連するものに限定すべきである。2名のうち1名は主に新規工事に関わる業務を担当しているが、もう1名は主に現行資産の保守管理業務を担当しているとのことであった。現状では特定の職位の2名の人件費を過去から継続的に、全額建設仮勘定に計上している状況である。

建設仮勘定として計上された人件費は、本勘定に振替えられるまでは資産計上されたままであり、さらに、本勘定に振替えられた後は減価償却により毎期費用化されることになる。本来、人件費として各期に費用計上すべきものについて当該処理をした場合、適正な期間損益計算が行えないため、建設仮勘定として計上すべきかどうかについて慎重な判断が必要である。

【意見 No.4-2】 建設仮勘定の資産性の有無及び滞留管理

決算資料として作成している「R6 建設工事の資産化額・建設仮勘定算定表」において、建設仮勘定の計上時期や本勘定への振替予定時期の記載がない。下水道事業の工事は長期にわたるものが多く、決算日時点での資産性の有無や長期滞留管理は慎重に行うべきである。現状では、必要に応じて本勘定への振替予定時期等について工事担当者に確認しているものの、経理業務を行う担当者は全てを網羅的に把握出来ていないため、資産性がないものや本勘定に振替が必要なものが建設仮勘定として計上される恐れがある。

よって、「R6 建設工事の資産化額・建設仮勘定算定表」に計上時期及び振替予定時期を記載するとともに、毎期、決算時には経理担当において資産性の有無や滞留管理をすべきである。

【指摘事項 No.4-6】 賞与引当金の計上誤り

令和6年度の賞与引当金計上額について誤りが発見された。具体的には、賞与引当金は期末手当及び勤勉手当を合算して算定しているが、このうち期末手当の支給率に誤りが発見された。期末手当の支給率は年度毎に県で定めており、最新のものを使用する必要があるが、当該支給率と異なる支給率によって計算されていた。

賞与引当金の計算はエクセルシートによって行われているが、当該計算シートの構造が複雑で分かり

にくく、担当者は過去から踏襲された様式に当年度の数値を入力するのみの運用で計算構造を理解しておらず、上長による確認も行われていない状況であった。

今後は、担当者及び上長の双方が内容を容易に理解できるようにシート構成を改善することに加え、上長による確認・承認プロセスを導入するなど、チェック体制の強化を図る必要がある。

【意見 No.4-3】 賞与引当金

賞与引当金は、支給見込額に基づき当事業年度の負担に属する額を見積計上するものである。

ここで、支給見込額は予算の金額によっており、当該予算は個人別の評価等は反映されていない。実際の賞与の支給は、基本部分に個人別の評価を加減して支給されていることから、支給見込額と実際支給額とが大きく乖離する可能性がある。

見積項目である以上、実際支給額と差異が出ることはやむを得ないが、最善の見積りを行ったうえで計上することが求められることから、今後は実際支給額と引当金算定時に基礎とした見積額の比較(いわゆるバックテスト)を実施し、見積の精度を高めることも検討されたい。

【意見 No.4-4】 退職給付引当金算定時の端数処理

令和6年度の退職給付引当金の集計過程を検討したところ、端数処理方法が統一されていない状況であった。

具体的には、3条予算分及び4条予算分を合算して年度末の引当金額を算定しているが、3条予算分については千円未満切上げとしている一方で、4条予算分については十万円未満切上げとして処理されていた。その上で、両者を合算する方式となっており、端数処理の方法が統一されていない状況である。

制度上は端数処理の明確な規定が設けられていないものの、実務上は一定の基準を定め、その基準に基づいて処理を行うことが求められる。また、決算数値の正確性を確保する観点からも、集計途中での十万円単位や千円単位での切上げ処理は適切ではない。過去から継続してこのような端数処理方法を採用しているが、今後は、端数処理のルールを明確に定め、計算過程全体で統一的に処理を行うよう見直しを図るべきである。

【指摘事項 No.4-7】 会計システムの ID、パスワード管理

会計システムの ID、パスワードについて、出先機関である岡山県備前県民局建設部児島湖流域浄水班に係る収入、支出等の会計処理を行う備前県民局総務課経理出納班で使用する ID、パスワードについて、誰がどの ID を使用しているか本庁で把握できていない。ID、パスワードは個人別に付与し、厳重な一元管理が必要である。

【指摘事項 No.4-8】 会計システムの ID、パスワード管理

本庁担当者の異動の際に利用される引継メモに、利用者 11 名分の ID、パスワードが記載されていた。ID、パスワードは厳重に管理するため記載を削除すべきである。

【指摘事項 No.4-9】 会計システムの ID、パスワードの定期的な変更・削除

下水道事業においては、ID、パスワードの変更に関する定めが存在しない。また、パスワードの定期的な変更がなされておらず、担当者の異動などがあっても継続して前任者が使用していた ID、パスワードが使用されている。異動時には新規に ID、パスワードを発行し、不要な ID、パスワードは速やかに削除することはもちろんのこと、パスワードの定期的な変更が必要である。

これらに関する規定を定めるとともに、適切な運用が必要である。

【意見 No.4-5】 会計システムのログイン履歴の保管

会計システムの ID 毎のログイン履歴が残されておらず、不正ログインなどがあつた場合に追跡不能である。ログイン時の履歴を管理することが必要である。

【意見 No.4-6】 会計システムのリストア

会計システムのバックアップは定期的に行っているものの、データのリストアを実施したことがない。万が一に備えて、バックアップのみならず、会計データのリストアも実施すべきである。

【指摘事項 No.4-10】 固定資産の現物管理

固定資産は、金額的にも重要な資産であることから、厳重な現物管理が望まれるところであるが、個々の資産に固定資産管理用のシールが貼られておらず、固定資産台帳上の資産から現物が特定しにくい状況である。現物に管理シールを貼るなどして、固定資産台帳と現物を紐づけて厳重に管理すべきである。

【指摘事項 No.4-11】備品の現物実査

備品保管簿に記載された備品の現物実査を実施していない。備品保管簿に記載された備品の多くは、業務委託先である公益財団法人岡山県下水道公社に貸与しているものである。貸与している備品についても所有権は岡山県にあることから厳重な現物管理が必要である。

【指摘事項 No.4-12】備品管理簿への記載漏れ

当事業で使用しているパソコンが備品台帳に記載されていない。地方公営企業法第 17 条の2第2項の定めでは、特別会計において負担すべきものとされていることから当事業にて負担するとともに備品の管理を行う必要がある。

現状では、一般会計において負担し、管理上も一般会計の備品として処理されている。
法令に則った処理及び管理が必要である。

【意見 No.4-7】 備品保管簿への日付の記載

令和6年度末の備品保管簿を閲覧したところ、いつ時点の備品保管簿か記載がなされていなかった。いつ時点のものかを明確にするために、日付を記載すべきである。

【意見 No.4-8】 消費税の申告

消費税の申告を外部の専門家等に委託しておらず、担当者のみで行っている。専門的な知識が必要となることや、金額的に多額であることを鑑みて、外部専門家に委託することや、県庁内で一括して専門部署にて対応するなどの方法も検討すべきである。

【意見 No.4-9】一括比例配分方式の有利不利判定

消費税の申告時に、過年度から継続的に一括比例配分方式を採用している。

ここで、一括比例配分方式とは、消費税の仕入税額控除を計算する方法であり、個別対応方式と一括比例配分方式のうち、有利な方を自らが届出を出して選択するものである。

しなしながら、一括比例配分方式を選択後は、每期、有利判定を行っておらず、有利な方法(納税額が最も少なくなる方法)を選択出来ているか不明である。

以上より、個別対応方式と一括比例配分方式の有利判定は、每期行うべきである。

ただし、この有利判定は、意見 No.4-8に記載のとおり、専門的な知識を要するため、外部専門家への委託も含めて検討されたい。

【指摘事項 No.4-13】 貸借対照表の表示

貸借対照表において、以下の項目は控除項目であるため、金額の前に△を付して表示すべきであるが付されていない。

- | |
|--------------------------|
| ・減価償却累計額
・長期前受金収益化累計額 |
|--------------------------|

【意見 No.4-10】 決算書作成チェックリストの活用

総務省 HP において、地方公営企業法等を適用して決算書を作成する団体が活用すべき「決算書作成チェックリスト」を公表しているものの、これを活用していない。当該チェックリストは、決算書内の金額の整合性や記載項目の網羅性を担保するために役立つものであるから、決算書作成時に活用することが望ましい。

(6) 現場視察

2025 年8月 20 日に児島湖流域下水道浄化センターの現場視察を実施した。

5. 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計

(1) 目的

岡山県営食肉地方卸売市場については、市場年報の沿革の冒頭において「昭和36年5月に従来の食肉流通形態を改善し、中央卸売市場に準拠した公正取引方法に改めるとともに、肉畜生産者の生産意欲の高揚を図り、一般消費者に対しては適正価格の食肉を円滑に供給することを目的に、食肉市場の建設に着工した。一方、昭和37年3月に岡山県営と畜場条例及び岡山県営食肉市場条例を制定し、同年4月1日から岡山県営と畜場として業務を開始した。」と記載されている。

すなわち、新しい食肉市場の開設は、古い取引形態を改善し公正な取引に改めることにより、消費者に対しては衛生的で新鮮な食肉を適正価格で供給し、生産者に対しては生産意欲の高揚と畜産業の振興を目的として行われたものである。

なお、他の多くの食肉市場の開設者が市又は株式会社等になっているのに対して、岡山県では県自身が開設者となったことから、市場運営に係る収支を一般会計と区分して適切に管理すべく岡山県営食肉地方卸売市場特別会計が設置されたものである。

(2) 事業概要

岡山県営食肉地方卸売市場特別会計が運営する岡山県営食肉地方卸売市場等における主な業務は、以下のとおりである。

1. と畜業務

岡山県営食肉地方卸売市場に併設された岡山県営と畜場において、岡山県営と畜場条例、同管理規則に基づきと畜業務を実施するものであり、下記を含む。

i. と畜解体

と畜場に持ち込まれた牛、豚等について解体し枝肉に加工する業務。解体処理は知事の承認を受けたと畜業者が行い、と畜場の使用に当たっては、岡山県営と畜場条例別表において定められた金額を納付しなければならない。

岡山県営と畜場条例 別表(令和6年4月1日)

獣畜の種類	金額
牛 馬	一頭につき 2,720円
豚	同 670円
子牛 子馬	同 490円
綿羊 やぎ	同 120円

ii. 施設維持管理

処理場の施設には多くの機械設備が設置されており、故障による業務の停止が生じないように、適切に食肉加工設備のメンテナンス等を行う業務。

iii. 枝肉の秤量

枝肉の重量について測定誤りが生じないように秤の精度を保つためメンテナンス等を行う業務。

iv. 浄化槽の維持管理

と畜場においては清掃・消毒作業により大量の水を消費し汚水が発生するが、これらが外部に流出した場合には、環境にとって悪影響が生じると予想されるため、施設内の浄化槽で処理する必要がある。これらの汚水が外部に流出することがないように浄化槽のメンテナンス等を行う業務。

2. 枝肉せり市場の秩序維持

食肉取引の公正性、明朗性を高めるべく、食肉の購買者がせりに先立って確実に食肉の下見を実施できる状態になるよう作業の円滑化を図り、また、せり市場に立会い適正価格の保持と秩序維持に努める業務。

3. 牛・山羊等の特定危険部位の焼却

と畜の過程で排出される全ての特定危険部位(頭・脊髄・回腸遠位部)を場内で焼却処理する業務。

4. 市場内外の環境衛生維持

食肉の生産過程で排出される汚水や家畜の胃腸の内容物等を適切に処理し、市場内外の衛生環境を清潔に維持する業務。

食肉地方卸売市場は、広大な敷地に種々の施設・設備を設けて実施するものであり、食肉の安全性に直結するため衛生管理の重要性が高く清潔な施設の設置だけでなく、加工前後の食肉が適切に保管されるよう冷凍・冷蔵設備の設置も必須である。したがって、場内の設備の近代化や処理・保管能力の継続的な改善・増強が必要となる。一方で、特別会計として運営されていることから、特別会計内で収支が均衡することが望まれる。これらの課題に対して、岡山県営食肉地方卸売市場としても設備の近代化等を進めるとともに、設備の増強に伴う支出の増加を賄えるよう、設備の利用促進のための施策を講じているものである。ただし、現状においては本特別会計において収支が均衡する状況にまでは至ってはおらず、一般会計からの繰入金に頼る状況が継続している。

岡山県営食肉地方卸売市場では、大きく分けて以下に示す2つの項目(②施設の整備状況及び③取扱肉畜の増頭対策)に注力して、市場の運営を行っている。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

県債については、施設・設備関連の新設、整備、更新等に充当される。本特別会計では運営費だけでも約6億円から7億円程度の支出が毎年度生じるが、これを賄うための収入が1億円程度で推移しているため、一般会計からの繰入金により実質的に賄われている状況にある。

歳入 (単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
と畜場使用料	52,549	53,138	54,959	54,840	57,960
食肉取引所使用料	9,874	10,217	10,866	11,114	11,159
冷蔵庫使用料	8,292	8,370	8,644	8,705	9,079
施設使用料	11,009	11,014	11,073	11,069	11,068
一般会計繰入金	956,892	917,479	822,762	842,697	738,759
庁舎管理分担金	22,307	25,733	36,194	44,685	42,088
雑入	9	-	1	-	-
違約金	-	-	8,153	-	-
県債	49,800	51,700	66,300	777,100	54,500
繰越金	1,815	14,117	23,966	18,003	8,154
歳入 合計	1,112,551	1,091,771	1,042,922	1,768,217	932,769

歳出

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報酬	24,016	23,437	28,717	25,118	28,441
給料	40,883	35,995	35,991	30,807	32,040
職員手当等	39,847	37,939	36,424	30,005	35,107
共済費	20,937	18,640	18,746	15,751	16,584
旅費	469	459	471	315	363
需用費	355,290	357,639	460,568	476,256	453,549
役務費	8,887	7,753	8,853	9,986	11,332
委託料	143,892	145,522	147,626	176,208	177,844
使用料賃借料	21,644	21,157	15,811	7,937	7,936
工事請負費	8,932	7,073	-	715,451	-
備品購入費	1,326	341	1,865	3,199	1,948
負担金補助金	4,808	4,662	4,643	4,641	4,628
公課費	385	521	515	502	226
繰出金	427,112	406,662	264,682	263,880	154,612
歳出 合計	1,098,433	1,067,804	1,024,918	1,760,062	924,614

翌年度繰越額	14,117	23,966	18,003	8,154	8,154
--------	--------	--------	--------	-------	-------

注:表中の金額については千円未満切り捨てとしている。

実施監査手続と結果

- ① 条例等レビュー
- ② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

(4) 意見・指摘事項

【意見No.5-1】予算策定の取り扱い

本来であれば特別会計は其中で収支が均衡することが望ましい。ただし、岡山県営食肉地方卸売市場特別会計では現状、支出が収入を大幅に上回る状況にあり一般会計からの繰入金に依拠した運営となっているため、予定した収入額に達しない場合に、繰越金を用いても支出超過となる可能性がある。

したがって、予算の策定においては特に収入の金額について実現可能な金額を計上することが望ましい。

【意見 No.5-2】委託業務の契約形態について

県営食肉地方卸売市場では、設置されている設備の特殊性や業務の専門性の高さから随意契約による発注が一般的となっているものの状況に鑑みて一定の合理性も認められる。ただし、あくまで随意契約によることは例外的な処理であることから、随意契約によることは例外的な扱いとされるべきものであり、他の業者の利用可能性についても検討し、また設備の新設等に際しては汎用性の高い仕様となるよう留意することが望まれる。

【意見 No.5-3】県営食肉地方卸売市場の利用促進について

県営食肉地方卸売市場の収入を増加させるためにはと畜場におけると畜頭数の増加が必要となるが、牛の取扱頭数は近年減少傾向が継続している。一方豚のと畜頭数は増加傾向が続いている。

ただし、令和5年1月に改定された経営戦略において見込んでいた令和6年度の処理頭数は牛5,600頭、豚74,000頭となっているのに対して、実績では牛4,485頭、豚67,949頭と大幅に下回る。したがって、経営戦略で見込んだ処理頭数と実績との差についてより詳細に分析を行うことで、利用促進を図ることが望まれる。

6. 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計

(1) 目的

産業振興と雇用確保を目的として、主として製造業を対象とする内陸工業団地と、主として運輸・倉庫業を対象とする流通業務団地の造成及び分譲を行う。

(2) 事業概要

事業の収支については「公営企業債を財源として用地取得・造成工事等を実施し、造成地の分譲収入をもって起債の償還に充当する」手法とし、特別会計を設置している。

予想を上回る地価の下落により、時価が原価(土地取得費及び造成費)を下回っていること、景気低迷により分譲までの期間が長期化していることなどから、平成30年度までは収支が継続してマイナスとなり、一般会計からの繰入によって賄ってきた。しかし、令和元年度の空港南産業団地を始め、令和2年度から令和4年度の売却収入に伴う繰越金により、一般会計からの繰入を要することなく、令和11年度まで収支がプラスの状態が継続する見込みである。

現在は、貸地を除き、未分譲地は残り僅かとなり(分譲率99%:440/441ha)、管理経費の節減など、収支改善に向けた取組を継続している。令和12年度以降は再び収支がマイナスとなる見込みであるため、一般会計からの繰入によって起債償還費等を賄っていく予定である。

産業団地の開発については、地域の特色を生かした産業の活性化を目指して取り組む市町村を総合的に支援することとしており、現時点においては、新規の工業団地の造成及び分譲の計画はないが、県としては県債の償還がある以上、当該特別会計は存続させる方針である。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

合算(内陸団地及び流通団地)

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売却収入	355,193	436,235	207,295	-	-
土地貸付収入	1,483	1,306	1,139	1,139	1,170
その他	-	-	-	-	-
単年度収入 小計	356,677	437,541	208,434	1,139	1,170
一般会計繰入金	-	-	-	-	-
繰越金	2,653,441	2,154,100	1,880,056	1,549,949	1,201,094
歳入 合計	3,010,118	2,591,642	2,088,491	1,551,088	1,202,265

委託費	15,911	7,732	7,113	10,411	4,283
報償費	-	-	27	49	-
役務費	6,110	1,192	3,228	609	959
需用費	157	157	156	167	99
工事請負費	-	11,957	-	-	-
事務費	66	-	81	0	5
その他	97	-	-	-	-
単年度支出 小計	22,343	21,038	10,607	11,238	5,347
元金償還	814,423	676,835	518,328	331,119	209,601
利子償還	19,186	13,710	9,605	7,636	7,042

取扱事務費	64	-	-	-	-
起債償還費 小計	833,674	690,546	527,933	338,755	216,643
歳出 合計	856,017	711,585	538,541	349,994	221,991

翌年度繰越額	2,154,100	1,880,056	1,549,949	1,201,094	980,273
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------

(出典:所管課提出資料)

内陸工業団地

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売却収入	296,882	358,045	207,295	-	-
土地貸付収入	1,461	1,263	1,076	1,082	1,101
その他	-	-	-	-	-
単年度収入 小計	298,343	359,308	208,371	1,082	1,101

委託費	8,537	5,161	4,629	9,185	3,051
報償費	-	-	27	49	-
役務費	5,934	1,192	3,228	609	959
需用費	-	-	-	-	-
工事請負費	-	11,957	-	-	-
事務費	66	-	81	-	-
その他	97	-	-	-	-
単年度支出 小計	14,635	18,310	7,967	9,843	4,010

(出典:所管課提出資料)

流通業務団地

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売却収入	58,310	78,189	-	-	-
土地貸付収入	22	42	63	56	68
その他	-	-	-	-	-
単年度収入 小計	58,333	78,232	63	56	68

委託費	7,374	2,570	2,483	1,226	1,232
報償費	-	-	-	-	-
役務費	176	-	-	-	-
需用費	157	157	156	167	99

工事請負費	-	-	-	-	-
事務費	-	-	-	0	5
その他	-	-	-	-	-
単年度支出 小計	7,707	2,728	2,640	1,394	1,336

(出典:所管課提出資料)

(4) 実施監査手続と結果

- ① 条例レビュー
- ② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

(5) 意見・指摘事項

【指摘事項No.6-1】新たな歳入の可能性

現時点においては、新規の工業団地の造成及び分譲の計画がないため、管理経費の節減など、収支改善に向けた取組を継続しており、県としては県債の償還がある以上、当該特別会計は存続させる方針である。そのような状況で、特別会計として事業収支が少しでも改善できるように、造成地の分譲収入以外に、継続的な収入源はないか等、歳入面での可能性を検討することが必要である。

例えば、誘致した企業から徴収する税収入を毎期特別会計に還元する仕組みを構築するなど、抜本的な取り組みが必要である。

【意見No.6-1】事業用借地契約の会計上の取り扱い

造成した工業・流通団地について、事業用借地契約を締結した場合、一般会計が当該土地を購入することとしており、その後の企業からの賃貸収入は一般会計に計上されることとなっているが、特別会計のままの方が、全体像が掴みやすいのではないかとと思われる。

【意見No.6-2】造成した団地ごとの総括

産業振興と雇用確保を目的として、主として製造業を対象とする内陸工業団地と、主として運輸・倉庫業を対象とする流通業務団地の造成及び分譲を行っているが、設置目的はどの程度達成されたか、団地ごとに具体的な数値にて検討し、今後の対応に当たることが望ましい。

【意見No.6-3】事業収支の予算実績分析

事業収支については「公営企業債を財源として用地取得・造成工事等を実施し、造成地の分譲収入をもって起債の償還に充当する」手法を用いているが、実際の事業収支は当初の計画とどの程度乖離し、その要因は次回の計画策定時にどのように生かすことができるか、具体的な数値にて検討し、今後の対応に当たることが望ましい。

7. 岡山県港湾整備事業特別会計

(1) 目的

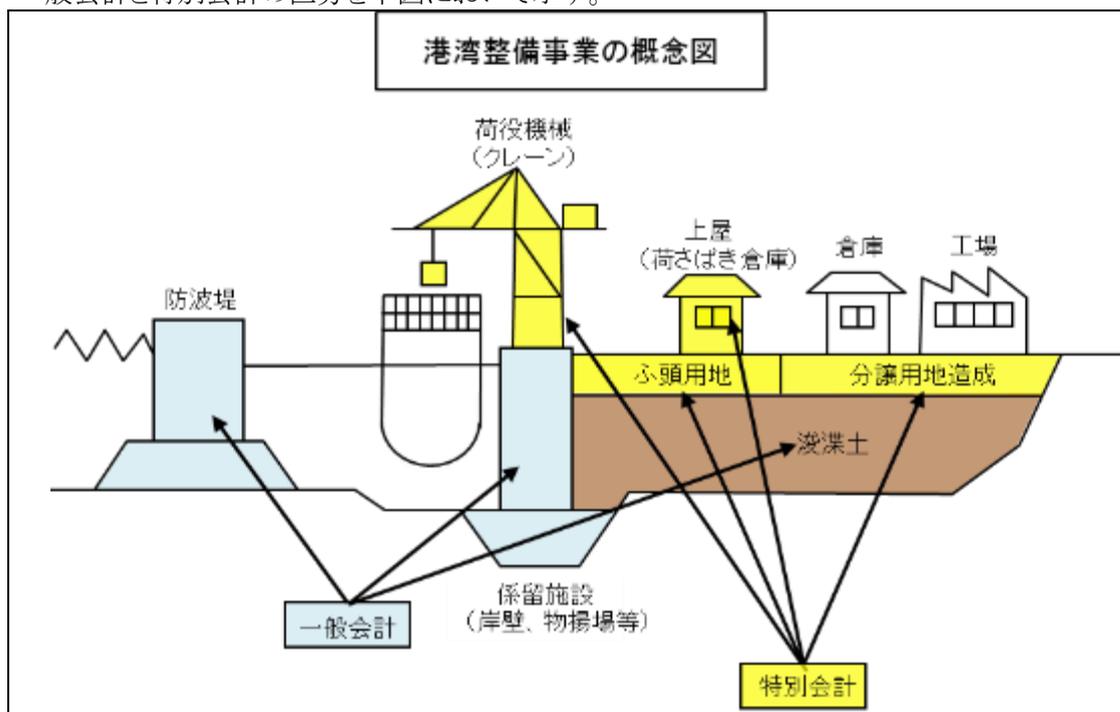
岡山県における港湾整備特別事業の目的は、令和3年に策定された岡山県港湾整備事業特別会計(土木部)の経営戦略(以下、「経営戦略」という)において、「本事業の目的としては、臨海部の造成地に企業を誘致し、産業の振興、産業基盤の強化を図ることで、県全体の経済の活性化と雇用を創出することである」とされている。

港湾施設は一般的に、海上物流の拠点となる施設である。物流手段としては「海上輸送」「陸上輸送」「航空輸送」に大別されるが、その中で海上輸送の特徴としては、輸送に時間を有する一方で、最も大量の物資の輸送が可能であり、実際に総物流量の大半を占めることから、地域経済への影響も大きく、適切に港湾施設を整備し運用することで地域経済への貢献も大きくなる。したがって、本特別会計においては、地域経済の活性化と雇用を創出することにも貢献すべく、適切な設備の設置及び運用が行われるために特別会計を設置するものである。

(2) 事業概要

県による港湾整備事業では、整備する施設等の種類に応じて帰属する会計が異なる。すなわち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等の公共性が高い基本施設については一般会計で整備し、ふ頭用地、荷役機械、上屋及び流通業用地や工場用地等の商業目的に使用される施設については特別会計で整備している。

一般会計と特別会計の区分を下図において示す。



(出典:所管課提出資料)

また、本特別会計に属する事業に関しても、事業の種類としては大別して下記3つに分類される。なお、(1)及び(2)は土木部港湾課が所管し、(3)については県民生活部中山間・地域振興課が所管している。

① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業による岸壁等の基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械等を整備するもの。

② 臨海部土地造成事業(地域開発事業)

流通施設用地や保管施設用地等物流の効率化に資するもの、環境問題への対応等国民生活の質の向上に資するための用地及び臨海部に立地する工業のため等の土地を造成するもの。

(以上、経営戦略より引用)

③ 干拓地の利用事業

本来は港湾整備事業特別会計として始まったものでなく、農業用地の整備の一環として干拓が行われた後に経済状況の変化により多目的に利用可能な用地として転用し売却を進めたものの、未分譲地として残った土地について管理を港湾整備事業特別会計に移管したものの。

(3) 直近5年間の歳入歳出推移

単年度の収支については、令和2年度及び令和6年度を除きマイナスとなっているが、基金からの繰入金や繰越金で補填可能な水準ではある。

合算(港湾課所管分及び中山間・地域振興課所管分)

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木使用料	333,898	328,820	338,621	330,035	340,241
国庫補助金	-	-	-	11,278	38,305
土地売払収入	212,308	274,972	431,904	2,244,240	51,300
財産貸付収入	503,398	572,671	606,867	622,800	630,167
雑入	472,740	234,469	141,860	142,320	141,157
単年度収入 小計	1,522,345	1,410,934	1,519,253	3,350,676	1,201,171
一般会計繰入金	199,975	151,673	95,805	61,115	-
県債	2,198,800	387,300	547,900	268,100	179,500
繰越金	2,699,095	2,217,288	1,767,913	1,333,239	2,678,679
歳入 合計	6,620,216	4,167,195	3,930,871	5,013,131	4,059,351

給料	3,547	3,547	3,547	3,547	3,547
職員手当等	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733
共済費	1,220	1,220	1,220	1,220	1,160
需用費	52,448	62,324	49,816	74,104	78,589
役務費	19,273	5,827	12,329	13,461	2,672
委託料	180,376	158,885	134,943	128,470	135,421
使用料賃借料	136	-	29	10,398	1,435
工事請負費	1,740,605	272,297	524,483	310,645	325,659
備品購入費	410,616	-	2,760	-	-
負担金補助金	34,580	40,753	23,029	22,962	22,594
補償、補填	-00	-	-	2,200	72
公課費	-	119	78,243	49,195	63,521
繰出金	1,958,390	1,852,575	1,765,497	1,716,511	1,589,354
歳出 合計	4,402,927	2,399,282	2,597,631	2,334,451	2,225,761

翌年度繰越額	2,217,289	1,767,913	1,333,240	2,678,680	1,833,589
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

港湾課所管分

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木使用料	333,898	328,820	338,621	330,035	340,241
国庫補助金	-	-	-	11,278	38,305
土地売払収入	212,308	274,972	414,784	2,244,240	-
財産貸付収入	480,700	549,973	584,169	600,644	608,534
雑入	471,397	234,469	141,860	142,320	141,157
単年度収入 小計	1,498,304	1,388,236	1,479,435	3,328,519	1,128,238
県債	2,198,800	387,300	547,900	268,100	179,500
繰越金	2,696,261	2,215,485	1,765,451	1,326,310	2,675,963
歳入 合計	6,393,366	3,991,021	3,792,787	4,922,929	3,983,701

給料	3,547	3,547	3,547	3,547	3,547
職員手当等	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733
共済費	1,220	1,220	1,220	1,220	1,160
需用費	45,367	55,928	44,833	66,027	73,943
役務費	15,559	5,200	11,636	10,775	1,244
委託料	171,755	143,870	116,085	114,752	114,347
使用料賃借料	-	-	29	10,398	1,435
工事請負費	1,735,435	272,297	524,483	310,645	319,048
備品購入費	410,616	-	2,760	-	-
負担金補助金	34,580	40,753	23,029	22,962	22,594
補償、補填	-	-	-	2,200	72
公課費	-	119	78,243	49,195	63,521
繰出金	1,758,065	1,700,901	1,658,877	1,653,508	1,568,743
歳出 合計	4,177,880	2,225,570	2,466,477	2,246,965	2,171,392

翌年度繰越額	2,215,485	1,765,451	1,326,310	2,675,963	1,812,309
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

中山間・地域振興課

(単位:千円)

科目名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土地売払収入	-	-	17,120	-	51,300
土地貸付収入	22,697	22,697	22,697	22,156	21,633

その他	1,342	-	-	-	-
単年度収入 小計	24,040	22,697	39,817	22,156	72,933
一般会計繰入金	199,975	151,673	95,805	61,115	-
繰越金	2,833	1,802	2,461	6,929	2,716
歳入 合計	226,850	176,173	138,084	90,201	75,649

需用費	7,080	6,396	4,983	8,077	4,646
役務費	3,714	627	693	2,685	1,427
委託料	8,620	15,015	18,858	13,718	21,073
使用料	136	-	-	-	-
工事請負	5,170	-	-	-	6,611
繰出金	200,324	151,673	106,620	63,003	20,610
歳出 合計	225,047	173,712	131,154	87,485	54,369

翌年度繰越額	1,803	2,461	6,930	2,716	21,280
--------	-------	-------	-------	-------	--------

(4) 実施監査手続と結果

- ① 条例等レビュー
- ② 事業収入及び支出の概要把握と詳細テスト

(5) 意見・指摘事項

【指摘事項No.7-1】契約事務の執行

需用費として支出された2つの工事について、事前に施設利用者との調整を十分に行った上で、一体の工事として発注すべきと考えられる事例が発見された。

対象は、小型船舶係留施設浮棧橋の修繕工事であるが、具体的には棧橋の両側の対になる個所に防舷材を設置するものであり、作業に際しては工事対象個所に挟まれた棧橋上のデッキ板の取り外しが行われるなど、同時に施工することが効率的と考えられるものである。しかしながら、発注にあたり、施設利用者との調整が難航したことから、令和7年1月10日及び同年2月10日と別のタイミングで契約されたものである。また、2つの工事内容及び費用の合計金額、内訳は全く同一となっており、その中には防舷材運賃、資機材運搬車輛費、諸経費といった重複する経費も含まれている。最初の段階で1つの契約として発注を行った場合には、これら重複する経費の削減により修繕費の総額を節減できた可能性もある。

したがって、契約事務に要する手続を軽減し、税金をより効率的に活用するためにも、類似する工事等の発注に際しては適切な単位での発注、契約の締結が必要である。

図1 第1工事

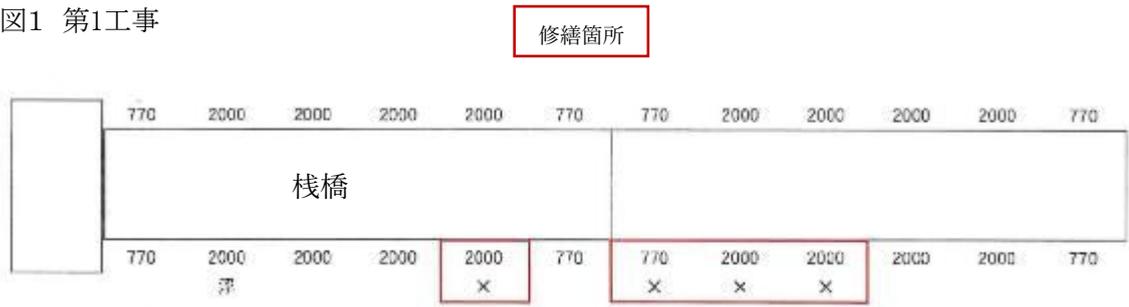
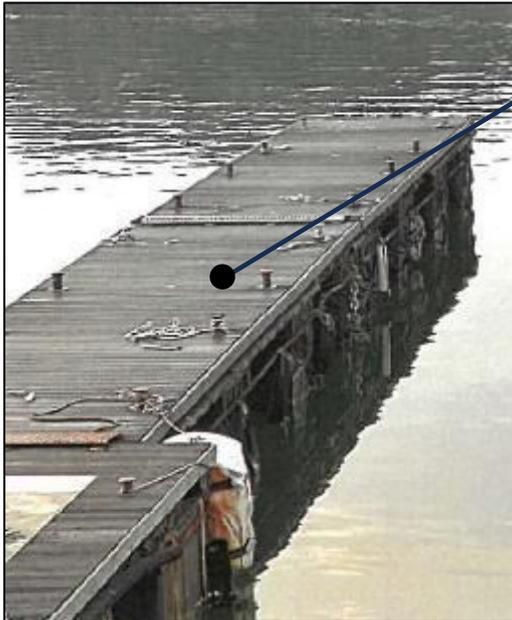
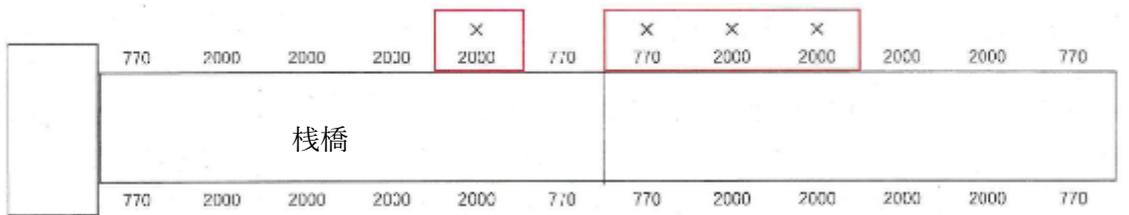


図2 第2工事



防舷材の設置に際して、設置個所に接するデッキ板は取り外される。したがって、左右同時に作業することが効率的である。

【意見No.7-1】予算策定の取扱い

港湾整備事業特別会計においては、予算と決算との乖離が顕著となるケースが散見される。主な要因としては、土地の売却見込金額、時期と実績との乖離や契約内容の変更に伴う賃貸料の変動の未反映等によるものである。本特別会計の特徴として、土地の売却時期や金額等の変動により乖離が生じる可能性は高いものの、そのような場合には適切に予算の補正等による対応が行われることが望ましい。

【意見No.7-2】請求書等の日付の記載

請求書、見積書等を閲覧したところ、日付の記載がない事例が散見された。請求書等を受け取った場合には、担当者が受付日を押印しているため請求書に日付の記載がない場合でも支払期日等が判別できるよう処理はされている。ただし、請求書等に記載される内容については発行者により記載されることが原則である。県においても「請求書の取扱いについて」(H18.5.15付け事務連絡(会計課審査班長))及び「岡山県会計事務取扱要綱(金銭会計)の一部改正について(通知)」(R4.2.24付け会第138号 出納局長通知)により請求書への日付の記載を要請しているところではある。

ただし、現状においても日付が未記入となっている請求書等が散見されることから、適切な様式で請求書等を発行するよう取引業者に対する要請を徹底することが望まれる。

【意見No.7-3】港湾計画の作成・公示

港湾法第3条の3第1項では、「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなければならない。」とされており、また、同11項において「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、第9項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第6項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。」とされており、港湾計画の作成と公示が求められている。

県の管理する港湾施設のうち、水島港、宇野港及び岡山港が該当し、県公報による公示は行われているが、港湾計画書が県のホームページにおいて公開されているのは水島港のみである。港湾法では、港湾計画の公示について国際拠点港湾又は重要港湾による区別は設けていないため、重要港湾に該当する2港についても水島港と同様に港湾計画書を同様の方法により公開することが望ましい。

第7 おわりに

今回の包括外部監査においては、本文に記載のあるとおり、県に17ある特別会計のうち、法律の規定により特別会計を設ける必要のある公営企業及び事業に係る7つの特別会計を監査対象とした。対象の7の特別会計についても2つに大別される。1つは、地方公営企業法が全部または一部を適用した法適用公営企業であり、それ以外のものは、法非適用公営企業等である。

前者の法適用公営企業においては、民間企業会計に近いいわゆる公営企業会計が採用されているが、特に会計税務事務について多くの指摘事項及び意見が発見され、これらの改善等を早期に望むところである。

後者の法非適用公営企業等においては、いわゆる公営企業会計は採用されていないが、独立採算制を目指しての現状の財務情報を把握するためにも、早期での法適用やあり方の再検討を望むところである。

県全体の会計は、一般会計＋特別会計、言い換えると普通会計＋公営事業会計＋公営企業会計から構成される。これらの全体の会計が、将来的に連結視点で財務分析等が可能になれば、特別会計の一般会計への影響や住民負担との関係を定量的に示すことが可能となり、より県の政策提言の説得力が増していくと考えられる。

監査人としては、今回の監査において、指摘事項又は意見とした点については、岡山県において真摯に受け止めて改善を検討することをお願いするとともに、今後の検討の一助となれば幸甚である。

最後に、本件の包括外部監査において対象となった担当職員各位及び岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なるご協力をいただいたことについて、心より感謝を申し上げて、本件の包括外部監査を終えることとする。

以 上